宝達中学校外構工事（付帯）

図面リスト

図面番号	図　面　名　称
A-01	表紙　図面リスト
A-02	工事特記仕様書　1/2
A-03	工事特記仕様書　2/2
A-04	配置図
A-05	施設計画平面図
A-06	外構　構造図-1
A-07	外構　構造図-2
A-08	植栽図　外構詳細図
A-09	排水施設構造図-1
A-10	排水施設構造図-2

図面番号	図　面　名　称
A-11	排水計画比高図
A-12	横断図-1
A-13	横断図-2
A-14	横断図-3
A-15	取壊し平面図

図面番号	図　面　名　称
E-01	特記仕様書（1）
E-02	特記仕様書（2）
E-03	特記仕様書（3）
E-04	設備機材等指定表（電気設備）
E-05	配置図
E-06	屋外灯設備

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-01	図面名称 図面リスト	縮尺 NO SCALE

建　築　工　事　仕　様　書

Ⅰ　工　事　概　要

1　工　事　場　所　　羽咋　郡　宝達志水　町　小川カ150番地

2　工　事　内　容　（1）・本　体　工　事　　（種別．　棟別．　構造．　階．　面積）
外構工事
舗装工事、植栽工事、校名版工事
雨水排水側溝、集水桝工事
電気設備工事

3　完　成　期　日　　平成　　年　　月　　日

4　別契約関連工事
・宝達中学校建築工事
・宝達中学校プール棟建築工事
・宝達中学校クラブハウス棟建設工事
・宝達中学校グラウンド整備工事（その1）
・宝達中学校グラウンド整備工事（その2）
・宝達中学校車庫棟工事
・宝達中学校電気設備工事
・宝達中学校給排水設備工事
・宝達中学校空調設備工事

Ⅱ　建　築　工　事　仕　様

1　共　通　仕　様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成２５年版」（以下「標仕」という。）による。

2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（　／　）図、機械設備工事は（　／　）図による。

2　特　記　仕　様

1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の（　．　）内表示番号は、「標仕」の該当項目、当該図又は当該表を示す。
4）特記事項に記載の（別図－　．　）は、「標仕」の別図「各部配筋」の当該番号を示す。
5）特記事項に記載の（別図－２．　．）は、「標仕」の別図２「ボルト間隔及び溶接継手の開先形状」の当該項目を示す。
6）特記事項に記載の［　．］内表示番号は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成２２年版」（以下「改修標仕」という。）の当該項目、当該図又は当該表を示す。
7）Ⓖ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目を示す。該当する項目については、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
8）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

１章　一　般　共　通　事　項

項　目		特　記　事　項
①	適用基準等	設計図書の他に、下記の図書の該当事項を適用する。 ⊙建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成２２年版） ⊙建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部　平成２２年通知）のうち第３章 ⊙営繕工事写真撮影要領　平成２４年版（建設大臣官房官庁営繕部監修） ・営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部　平成１４年１１月改訂版） ・建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成１８年版） ・木造建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成２２年版） ・屋根瓦工事共通仕様書（石川県土木部営繕課監修　平成２１年版） ・鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修） ・壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修） ・鉄骨構造標準図（石川県土木部営繕課監修） ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（施設整備の手引き）
②	工事実績情報の登録	※　登録する（但し工事請負代金額1,000万円以上のものとする。）　（１．１．４）
③	発生材の処理	1）産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可業者により運搬し、同法に基づく許可を得た処分場で処分すること。 また、処分に際しては産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト一覧表を監督員に提出し、確認を受けなければならない。 2）発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に引き渡す。　（１．３．８） イ）引渡しを要するもの及び引渡し場所　・引渡を要するもの　・引渡し場所 ロ）特別管理産業廃棄物の有無　・有　・無 ハ）特別管理産業廃棄物の処理方法　※図面　番　図参照 3）発生材のうち、現場で再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、下記による。 ・現場で再利用を図るもの　・ ・再資源化を図るもの　・ 4）建設リサイクル法第11条に基づく「通知書」及び同法第18条に基づく「再資源化等報告書」の提出の有無 ⊙有　・無
4	電気保安技術者	※　適用する　（１．３．３）
⑤	施工条件	⊙工事範囲内の雨水、湧水排水は土砂等の分離排水を行うこと。　（１．３．５） ⊙別途工事の各請負業者と、工程、納まり等について綿密な打合せを行い工程を調整すること。 ・
⑥	建築材料等	1）本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、又はこれらと同等のものとする。 ①「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機械等品質性能評価事業評価名簿（最新年版）」（(社)公共建築協会）によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、次の②に準じ監督員の承諾を受ける。また、同上評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとみなす。 ②ＪＩＳ及びＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造所等は、次のイ）からへ）の事項を満たすものとする。また、製造所名、製品名等が記載された材料は、当該製品又は同等品以上を使用するものとし、監督員の承諾を受けるものとする。 イ）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ロ）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ハ）安定的な供給が可能であること。 ニ）法令等で定める許可、認定、又は免許等を取得していること。 ホ）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ヘ）販売保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出し承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 2）　調達する石川県産、及び宝達志水町産の工事材料については「使用材料確認願」により監督員の確認を受け、工事完了後は地元産品について「使用材料報告書」を提出すること。 3）　請負契約約款第１３条第２項に定める監督員等の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものとする。 ※杭　・型枠鋼（A,B種のみ）　・防水材料　・石材　・木材 但し、杭以外のＪＩＳ規格品は除く。 4）　請負契約約款第１４条第１項に定める監督員等の立会いのうえ調合等をし使用すべき工事材料は次のものとする。 ※高強度コンクリート試し練り　・地盤改良材の調合 5）　請負契約約款第１４条第３項に定める見本は次のものとする。 ・金属製品　・合成樹脂製品　・木製建具　・塗装　・土壁仕上げ材 ・家具及び家具の金物　・畳　・内外装材料　・屋根材料　・その他監督員が指示するもの なお、監督員が承諾した材料は、証明となる資料と使用箇所を付し、工事完成まで現場事務所に掲示する。ただし、掲示が困難な材料等はカタログ、その他に代えることができる。 6）　本工事に使用する建築材料等は、アスベスト含有建材を使用しないこと。（「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行令について」（厚生労働省労働基準局長通達平成１８年８月）参照）。化学物質等安全データシート（MSDS）等により確認を行った場合は、その写しを監督員に提出すること。
⑦	特別な材料の工法	「標仕」に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。
⑧	技能士等	※　適用する　（１．５．２）

適用工事種別	技能検定作業
仮設工事	・とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立て作業
コンクリート工事	⊙型枠作業　・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業　・とび作業
ブロック・ALCパネル工事 押出成形セメント板工事	・コンクリートブロック工事作業　・エーエルシーパネル工事作業
防水工事	・アスファルト防水工事作業　・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業　・ＦＲＰ防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業　・セメント系防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業
石工事	・石材り作業
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業　・スレート工事作業　・かわらぶき作業
金属工事	・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	⊙左官作業
建具工事	・ビル用サッシ施工作業　・自動ドア施工作業　・ガラス工事作業
カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工事作業　・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業
塗装工事	⊙建築塗装作業
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業　・木質系床仕上げ作業 ・ボード仕上げ工事作業　・表装（壁装作業）
排水工事	⊙建築配管作業
植栽工事	・造園工事作業

⑨	完成図等	※作成する　（１．７．１～１．７．３)(表1.7.1)					
		イ）工事完成図は、製本１部、Ａ３版製本４部提出する。 ロ）ＣＤ－Ｒに、ＣＡＤで設計したものはＣＡＤデータ、手描きの場合はラスターデータとして記録し１部提出する。 また、本仕様書の「第１章２９電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。 ※ラスターデータ：画像データでＴＩＦＦ形式、原図大で３００dpi密度以上とする。					
		・作成しない					
		屋外付帯工事実測図　※提出する（１部）　・提出しない					
		保全に関する資料　※提出する（１部）　・提出しない					
		保全に関する説明書のうち「建物等の利用に関する説明書」は、「管理者のための建築物の保全の手引き」（改訂版（（財）建築保全センター）に建物の構造、機器、保全業務等の説明及び清掃の要点、使用材料の製造品名、連絡先等を記載したものに代えることができる。 別契約の関連する設備工事等がある場合は、連携のうえ作成する。					
⑩	工事写真等の記録	1）工事記録写真等は、建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」（改訂第２版建築編）により整備し、下記により提出する。また、本仕様書の「第１章２９電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。 各区分の写真は、A4版スクラップブックに順序よく説明事項を記入の上、所定の部数を提出する。					

区　分	分　類	規　格	撮影枚数	部　数
着　工　前	◎カラー ・	◎サービス版 ・	※ 6 景以上	◎ 1部
工　事　中	◎カラー ・	◎サービス版 ・	「工事写真の撮り方」による	◎ 1部
完　成　時	◎カラー ・	◎キャビネ版 ・	※ 10 景以上	◎ 2部
		・全紙パネル	※　景以上	・ 1部
	⊙電子データ	⊙ＣＤ－Ｒ	※ 10 景以上	⊙ 2部

2）完成写真の撮影　⊙専門業者の撮影（撮影者を明記）　・専門業者以外の撮影
3）原版の使用権を次の者に移譲すること。　◎発注者　⊙設計者
移譲を受けた者は、写真を撮影者の了解なしに撮影者名を表示しないで自由に使用できる。
撮影者が写真を使用する場合は、発注者・設計者の承諾を必要とする。
4）中間検査または、監督員の指示により手直しを命ぜられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。

⑪	責任施工	特記事項中、責任施工の指示のあるものは、請負人及び下請人の連帯責任とし、保証書を提出する。
⑫	工事報告書	工事の進捗度表、作業員の出面報告、工事箇所図及び工事現況写真等を記載した工事報告書を毎月末毎に提出する。
⑬	設備工事との取合い	1）設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承認を受ける。 2）設備工事の貫通孔、開口部の型枠、スリーブ等の補強筋は本工事に含むものとする。なお箇所数等は下記による。

位置、大きさ、箇所数等

位置／大きさ		100㎜	125㎜	150㎜	175㎜	200㎜	250㎜		
補強筋箇所数	梁								
	壁								
	床								

鉄骨部のスリーブ及び補強は本工事に含むものとする。
軽鉄下地で天井、壁等の補強は本工事に含むものとする。なお箇所数は、下記による。
イ）天井部分＿＿＿箇所　ロ）壁部分＿＿＿箇所

他　工　事　と　の　取　合　い	建築工事	電気工事	機械工事	備　考
機器の基礎	○			建築図に図示
梁、床、壁貫通部の補強	○			
梁、床、壁貫通部のスリーブ、型枠		○	○	
外気取付ガラリ、床下水槽マンホール蓋	○			ガラリは立面図に図示
ステンレス流し台等	○			排水トラップ共
排気フード、レンジフードファン 取り付け枠（鋼製）とも	○			建築図に図示 ダクト接続は設備工事
天井、壁、床、点検口	○			
下流し、足洗場の給水、排水、玄関の排水			○	
小便器仕切板(陶器製）、タオル掛(下地共)			○	下地補強は建築工事
洗面所、手洗所等の鏡	○		○	特殊なものは建築工事
ボイラーの煙突	○		○	鋼板製は機械設備工事
実験台に付属する設備機器	○			
実験台の配管等の接続		○	○	
埋込み分電盤、端子盤等の壁補強	○			
埋込み分電盤、端子盤等の型枠		○		
天井、壁ボード類の下地補強	○			墨出し、ボード張切り込みは設備工事
簡易間仕切り(内装パネル)内の位置ボックス及び配管の取付	○			
屋内・屋外に設置する発電機、配電盤、制御盤、受水槽、ポンプ等の基礎		○	○	
屋上に設置するテレビアンテナ、避雷針等の設備基礎	○			
配線ピット及び蓋	○			
照明器具幹線等の吊りボルト用インサート		○		
身体障害者用の手すり	○			
洗濯機用防水パン及びトラップ			○	
ＦＦ暖房機・クーラー等の配管用スリーブ			○	
電話・テレビ等の配線用スリーブ		○		
クーラー取付ボルト用インサート			○	
ユニットバス本体・付属品（シャワー金具・手すり・鏡・照明）	○			配管接続以降は設備工事
ユニットバス用換気扇			○	
消火器			○	
電動シャッター　１次側配管配線		○		機器は建築工事
電動シャッター　２次側配管配線	○			機器は建築工事

⑭	設計ＧＬ	※図示　・設計ＧＬ＝現状ＧＬ
⑮	建築基準法に基づき指定する条件	⊙地区の区分に応じた風速（Ｖ（m/sec））　３０（県内全域） ⊙地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ ⊙多雪地域の指定　垂直積雪量　1.5m
⑯	工事現場の掲示板	工事現場には、下記掲示板を設置する。　（記入例）　（２．３．１）

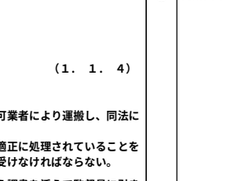

（　　）内は、監修を委託した場合。
業者名が多くなった場合でも、縦75cm以内とする。
工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は、角ゴシック体とする。

17	総合評価時における技術提案	本工事の発注時において、「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づき落札者からの「技術提案」がある場合は、その技術提案内容を本工事において確実に履行する。履行後、請負者は「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。なお、請負者の責任以外の理由等により、変更等の必要が生じた場合は、事前に監督員に協議するものとする。
⑱	施工の検査等	監督員等の検査をうける工種は次のものとする。　（１．５．５） ※敷地状況確認及び縄張り　※ベンチマーク　※遣方　※根切り掘削完了時 ※主要構造部の配筋　・型枠の組立て　・鉄骨原寸図　※鉄骨ボルト締付け　※鉄骨建方 その他監督員等の指示するもの
19	施工の立会い等	請負契約約款第１４条第２項に定める監督員等の立会いのうえ施工するものは次のものとする。 ※杭打ち　・コンクリートのスランプ確認及び打込み　・屋外タイル接着力試験 その他監督員等の指示するもの　（１．５．７）
20	中間検査	中間検査の実施　・有　・無 実施時期　※躯体工事完了時　・１階躯体工事完了時
21	公共事業労務費調査等に対する協力	・請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 2）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 4）対象工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
22	保　険	工事目的物、工事材料等に生ずる損害を填補する保険は、下記による。 ※建設工事保健または組立保険　⊙請負業者賠償責任保険　・労働災害保険　⊙土木工事保険 加入期間　引渡し日まで
24	名札の着帯	現場代理人及び主任（監理）技術者は、工事期間中は次に定める様式例等による顔写真入り名札を着帯すること。（ただし、請負額１，０００万円以上の工事）

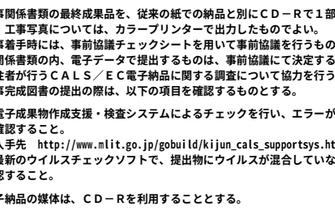

（注意事項）
①名札として使用する用紙（台紙）は白色、寸法は上図（名刺サイズ、縦5.5cm×横9.1cm）のとおりとする。
②顔写真（カラー写真）の寸法は縦4.0cm×横3.0cm、また撮影する部分は胸から上の上半身とする。
③ケースの寸法は上記①の用紙（台紙）が入る大きさとする。なお、市販されているのは、縦7.3cm×横10.2cmがある。

25	施工体制台帳の作成等	建設業法第２４条の７に該当する施工体制台帳の作成が必要な工事（下請契約の請負金額の合計金額が建築一式工事の場合４，５００万円以上のもの）は、当該台帳を現場に備え付け、施工体系図を現場に掲げておくこと。
26	排出ガス対策型建設機械　Ⓖ	次に掲げる指定建設機械は、排気ガス対策型建設機械とする。 1）バックホー 2）トラクターショベル 3）発動発電機 4）空気圧縮機 5）ローラ類 6）ホイールクレーン
27	創意工夫等	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することが、できる。
28	事故の補償	1）請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2）請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 3）請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結１ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
29	電子納品	⊙行う　・行わない 電子納品仕様書 １　電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。

名　称	摘　要
建築ＣＡＤ図面作成要領（案）	平成１４年１１月
営繕工事電子納品要領（案）	平成１４年１１月
工事写真の撮り方（改訂第二版）－建築編－	
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）	平成１４年１１月

２　工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にＣＤ－Ｒで１部納品する。なお、工事写真については、カラープリンターで出力したものでよい。
３　工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。
４　発注者が行うＣＡＬＳ／ＥＣ電子納品に関する調査について協力を行うものとする。
５　工事完成図書の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
1）電子成果物作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。
入手先　http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_supportsys.htm
2）最新のウイルスチェックソフトで、提出物にウイルスが混合していないことを確認すること。
６　電子納品の媒体は、ＣＤ－Ｒを利用することとする。

30	騒音振動の防止	低騒音（Ⓖ）、低振動型建設機械を使用する。
31	騒音振動の防止	
32	隣接建物又は工作物の調査	・敷地境界から　m 土地家屋調査士による調査　・行う（範囲及び調査内容は図示による）　※行わない
33	敷地の状況確認	着工に先立ち地下に埋設されたガス管、電話ケーブル、給排水管及び架設物がないか関係機関の協力を得て確認し、報告するとともに事故を未然に防ぐよう留意する。
34	ダンプトラック等による過積載等の防止	1）積載重量制限を超えて土砂等を積み込ますず、また積み込ませないこと。 2）さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込ますず、また積み込ませないこと。 3）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5）建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 6）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和４２年８月２日法律第１３１号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の促進すること。 7）１から６につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義	課長	課長補佐	係長					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-02	図面名称 工事特記仕様書　1/2	縮尺 －

㉟	景観への配慮	当該工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく重点事業であり、景観に配慮した工事施工に努めること。
㊱	近接工事の諸経費調整	この工事の受注者が、近接する区域（概ね100m）において、工期が重複する宝達志水町発注の工事を受注している場合には、全工事との合計額により定まる率によって諸経費を再計算し、これにより変更契約（減額）する。 ※「工期が重複する」とは、開札日が近接する工事の完成届を受理した日以前の場合をいう。
37	住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置	本建物の住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置は、本工事に含める。

2 章　仮　設　工　事

項目		特記事項
①	監督職員事務所	※設ける　⊙設けない　（2．3．1） 監督職員事務所の規模（単位：㎡）　（打合せ室は別途設置） 種別号 ・1号 ・2号 ・3号 ・4号 ・5号 面積程度 10程度 20程度 35程度 65程度 100程度 監督職員事務所に設ける備品等 ※保護帽　※安全帯　※長靴　※合羽　※原図大設計図面製本1部及びA3縮小版5部 ※机　※椅子　※懐中電灯　・書棚　・黒板　・寒暖計　・冷暖房給排水設備 ・加入電話の付属電話機（請負者が本電話機を設置する場合） ⊙その他監督員の指示するもの
②	工事用水	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
③	工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
4	指定仮設	仮囲いは、下記により強風に対して倒壊、飛散しない堅固な構造とし、事前に施工図を提出して監督員の承諾を受ける。 イ）材料　・鋼板　・亜鉛波形鉄板　・メッシュシート　ハ）塗装　・する　・しない ロ）高さ　・1.8m　・2m　・3m　ニ）延長　m
⑤	工事用道路	工事用道路は、良好なる維持管理を行い、使用後は請負者にて速やかに原形に復旧すること。
6	足場	1）足場　（2．2．4） ※枠組本足場（手すり先行足場） 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省　平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・枠組本足場 ・ 2）建枠・布枠 建枠 ・1，200枠 ・900枠 ・600枠 布枠 500布枠×2枚 ・500＋240布枠 ・500布枠×1枚 500布枠×1枚 3）防護シート等による養生 ※設置する　※ネット状養生シート又は養生シート ・設置しない　・防音パネル　なお、出入口等上部は必要に応じて防護棚を設ける。
⑦	危険物貯蔵所	シンナー等有機溶剤を使用する場合は、特に火災及び盗難について管理を徹底する。

3 章　土　工　事

項目		特記事項
①	埋戻し及び盛土	（3．2．3)(表3.2.1) 種別　・A種　※B種　・C種　・D種　・建設汚泥から再生した処理土 G
②	建設発生土の処理	（3．2．5） ⊙現場内で処理 ⊙構内指示の場所に堆積　・構内指示の場所に敷き均し ・構外搬出適正処理　（「再生資源利用促進計画書及び実施書」を監督員に提出のこと） ⊙指定（想定）搬出先　受入場所：　町指定場所　宝達志水町今浜地内 受入時間帯： 仮置き等： ・自由処分　（「建設発生土情報交換システム」等を活用する）
3	六価クロム溶出試験	（1）「六価クロム溶出試験」の対象工事の有無　・有　・無 （2）本工事が「六価クロム溶出試験」の対象工事である場合は、下記の要領で「六価クロム溶出試験」を実施し、厚生労働省の定める指針値（0.05mg/l）以下であることを確認し、試験結果（計量証明書）を提出すること。 参照：「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課ほか　H13．4．20改正） 1）「六価クロム溶出試験」対象工種名及び検体数 イ）＿＿工　＿＿工法　・配合設計段階＿＿検体　・施工後段階＿＿検体 ロ）＿＿工　＿＿工法　・配合設計段階＿＿検体　・施工後段階＿＿検体 2）タンクリーチング試験対象工種名及び検体 イ）＿＿工　＿＿工法　＿＿検体 ロ）＿＿工　＿＿工法　＿＿検体
4	山留め	・存置する　・存置しない

21 章　排　水　工　事

項目		特記事項
1	排水管	排水管用材料　（21．2．1）（表21.2.1）（21．3．3） 材種 / 管の種類 / 管形状（接合方法） ※遠心力鉄筋コンクリート管 / ※外圧管（※1種　・2種） / B形（ゴム接合） ⊙硬質塩化ビニル管 / ※VP　・VU / ・排水用ﾘｻｲｸﾙ硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 G / ※RS-VP　・RF-VU /
②	排水桝及びふた	（21．2．2） 種類 / 適用荷重 / 鍵 ・水封形　・密閉形（テーパー・パッキン式） ・簡易気密形（パッキン式） ・中ふた付密閉形（テーパー・パッキン式） ・T－2用 ・T－6用 ・T－20用 ・あり ・なし グレーチングふた　⊙溝ふた用　（21．2．2） 材質 / 形式 / 種類 / 適用荷重 / ﾒﾝﾊﾞｰﾋﾟｯﾁ / 上面形状 ⊙鋼製 ・ステンレス製 ※受枠付き ・ ボルト固定 ※無し ・図示 ⊙溝ふた用（横断） ⊙溝ふた用（縦断） ⊙桝ふた用 ⊙かき上げ用 ⊙U字溝用 ⊙T－2用 ⊙T－6用 ⊙T－14用 ・T－20用 ※細目 ⊙細目 ※凹凸形 ※平形 ⊙凹凸形
③	埋戻し土	※B種　・建設汚泥から再生した処理土 G　（21．2．3）
4	浸透管及び浸透桝	

22 章　舗　装　工　事

項目		特記事項
①	盛土に用いる材料	（22．2．3）（表3.2.1） ・A種　※B種　・C種　・D種　・建設汚泥から再生した処理土 G
2	凍上抑制層の材料	※再生クラッシャラン　・クラッシャラン　・切り込み砂利　（22．2．3）
3	路床安定処理	※添加材料による安定処理　（22．2．2）（22．2．3）（表22.2.2） 種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントB種 ・高炉セメントB種 G　・生石灰（　）　・消石灰（　） 添加量　kg／㎥（目標CBR　※5以上　・　） ・ジオテキスタイルによる安定処理 ジオテキスタイルの品質 単位面積質量　60g／㎡以上 厚さ（mm）　0．5～1．0 引張り強さ　98N／5cm（10kgf／5cm）以上 透水計数　1．5×10cm／sec以上
4	路床土の支持力比試験	※行う（※乱した土　・乱さない土）　（22．2．5）
5	路床締固め度の試験	※行う　（22．2．5）
6	砂の粒度試験	※行う　（22．2．5）
⑦	路盤材料 G	⊙※再生クラッシャラン（RC－40）　（22．3．3）（表22.3.3） ・クラッシャラン鉄鋼スラグ（CS－40）
8	路盤の締固め度試験	※行う
⑨	アスファルト舗装	舗装の種類　（22．4．2）（表22.4.1） 舗装の種類 / 車道部の基層 / カラー舗装の種類 ※アスファルト舗装 / ※無し　・有り /
		アスファルト　※再生アスファルト G　・ストレートアスファルト　（22．4．3） 再生加熱アスファルト混合物の種類　（22．4．4）（表22.4.6） 区分 / ・一般地域 / ※寒冷地域 表層 / ※密粒度アスファルト混合物（13） ・細粒度アスファルト混合物（13） / ※密粒度アスファルト混合物（13F） ・細粒度ギャップアスファルト混合物（13F） 基層 / ・粗粒度アスファルト混合物（20） /
		シールコート　※行わない　・行う（施工範囲：　）　（22．4．5） アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う　（22．4．6）
10	コンクリート舗装	早強セメント　※使用しない　・使用する　（22．5．3） 注入材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ　（22．5．3）（表22.5.3） 溶接金網　※有り　・無し　（22．5．3）（22.5.4） 厚さ試験　※行う　・行わない　（22．5．6）
⑪	カラー舗装	カラー舗装の種類　（22．6．2～4）（表22．6．1～2） 種類 / 車道部の基層 / 着色骨材等 / 顔料の添加量等 ※アスファルト混合物 / ※なし ・あり / ⊙有色骨材（焼成） ・着色骨材（樹脂被覆） ・自然石 ・ / ・5～7% ・石油樹脂系混合物 /	・　% ・樹脂系混合物 / / / ・ニート工法 / / ・エメリー　・着色磁器質骨材 / ・塗布工法 / / /
12	透水性アスファルト舗装	アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う　（22．7．6）
13	排水性アスファルト舗装	アスファルト混合物　（22．8．3）（表22.8.2） ※ポリマー改質アスファルトII形　・ポリマー改質アスファルトI形 アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う　（22．8．6）
⑭	ブロック系舗装	・コンクリート平板舗装　（22．9．2）（22．9．3） 種類 / 寸法（mm） / 厚さ（mm） / 目地材 / 表面加工 ※普通平板（N） / ※300角 / ※60 / ※砂 / ・研ぎ出し　・洗い出し ・透水平板（P） / ・ / ・モルタル / ・たたき出し
		⊙インターロッキングブロック舗装　（22．9．2）（22．9．3） 種類 / 曲げ強度 / 厚さ（mm） / 表面加工及び色彩等 ※普通タイプ / 5N/mm²以上 / 車道部　※80　・ / ※標準タイプ ⊙誘導、注意喚起用タイプ /	歩道部　※60　・ / ・表面化粧タイプ ・透水性タイプ / 3N/mm²以上 / / 誘導、注意喚起用は黄色とする ・植生タイプ / 4N/mm²以上 / ※100　・80 /
		製造所 JIS A 5371による。
		・舗石舗装　（22．9．2）（22．9．3） 種類 / 厚さ（mm） / 施工方法 / 基層 ※小舗石（花こう岩） / ※80～100 / ※うろこ張り / ※コンクリート舗装 ・ / ・ / ・ / ・アスファルト舗装
⑮	区画線	路面表示用塗料 規格番号 / 種類 / 施工時の条件 / 適用 / 寸法（mm） / 色彩 JIS K 5665 / ・1種 G / 常温 / 液状 / 幅　※150　・ / ※　白 ・2種 G / 加熱 / 厚さ　※1.0　・ / ・　黄 ※3種1号 / 溶融 / 粉体状 /
		揮発性有機溶剤の含有率は、塗料総質量に対して5%以下とする。

23 章　植　栽　工　事

項目		特記事項
1	土壌の酸度、塩分量試験	※行う　（23．1．3）
②	樹木の植栽基盤整備	芝及び地被類　（23．2．2）（23．2．3）（表23.2.1）（表23.2.2） 適用 / 有効土層の厚さ（cm） / 工法 / 整備範囲 ※行う　・行わない / ※20　・ / ※B種　・ / ※植栽範囲　・図示
		樹木　（23．2．2）（23．2．3）（表23.2.1）（表23.2.2） 樹木の樹高（m） / 有効土層の厚さ（cm） / 工法 / 整備範囲 ・12以上 / ※100　・ / ※A種 / ※葉張りの範囲 ・7以上～12未満 / ※80　・ / ・B種 / ただし、低木は植栽範囲 ・3以上～7未満 / ※60　・ / ・C種 / ・図示 ⊙3未満 / ※50　・ / ・D種 /
		工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。
③	植込み用土	※現場発生土の良質土　・客土（透水保水表土H=200）　（23．2．3）
④	土壌改良材 G	※適用する　（23．2．3）（23．2．4） 施工箇所　※植栽範囲　・図示 ⊙バークたい肥 有機物の含有量（乾物）　：70%以上 炭素窒素比（C／N比）　：35以下 陽イオン交換容量（乾物）　：70meq／100g以上 pH　：5．5～7．5 水分　：55～65% 幼植物試験の結果　：生育阻害その他の異常が認められない 窒素全量（現物）　：0．5%以上 りん酸全量（現物）　：0．2%以下 カリ全量（現物）　：0．1%以上 ・発酵下水汚泥コンポスト 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする。 ひ素　：0．005%以下 カドミウム　：0．0005%以下 水銀　：0．0002%以下 ニッケル　：0．03%以下 クロム　：0．05%以下 鉛　：0．01%以下 有機物の含有量（乾物）　：35%以上 炭素窒素比（C／N比）　：20以下 pH　：8．5以下 水分　：50%以下 窒素全量（現物）　：0．8%以上 りん酸全量（現物）　：1．0%以上 アルカリ分（現物）　：15%以下
5	支柱材	※丸太又は間伐材 G　・竹　（23．3．2）
6	幹巻き用材料	※幹巻き用テープ　・わら及びこも　（23．3．2）
⑦	芝張り	種類　※こうらい芝　・野芝　（23．4．2）
⑧	枯補償	提出すること。
9	吹付けは種	種子の種類　※洋芝類又はクローバー（採取後2年以内）　（23．4．2）（23．4．4） 種子の量　※発芽率80%以上
10	屋上緑化 G	植栽基盤及び材料　（23．5．2）（23．5．3） ・屋上緑化システム 土壌層の厚さ　・図示 保水・排水層　・軽量骨材（層の厚さ：　）　・板状成型品 植込み用土　※改良土　・人工軽量土 樹木の材種、寸法、株立数、寸法等　※図示 ・屋上緑化軽量システム　（23．5．3） 芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　（23．5．4） 固定方法は、「建築基準法に基づき指定する条件」により。建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法を1．2．2（施工計画書）による品質計画で定める。 支柱　・設置する（種類　・図示　・　） かん水装置　・設置する（工事区分は図示による）

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第108683号　松井 邦義				製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-03	図面名称 工事特記仕様書　2/2	縮尺 －

附近見取図

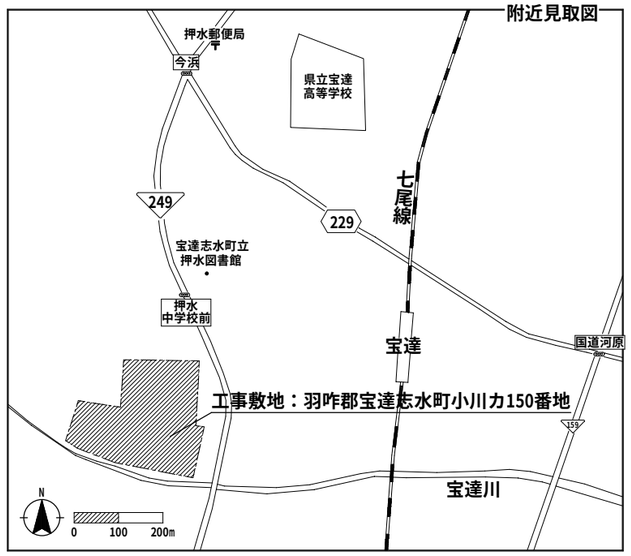

・・・工事部分

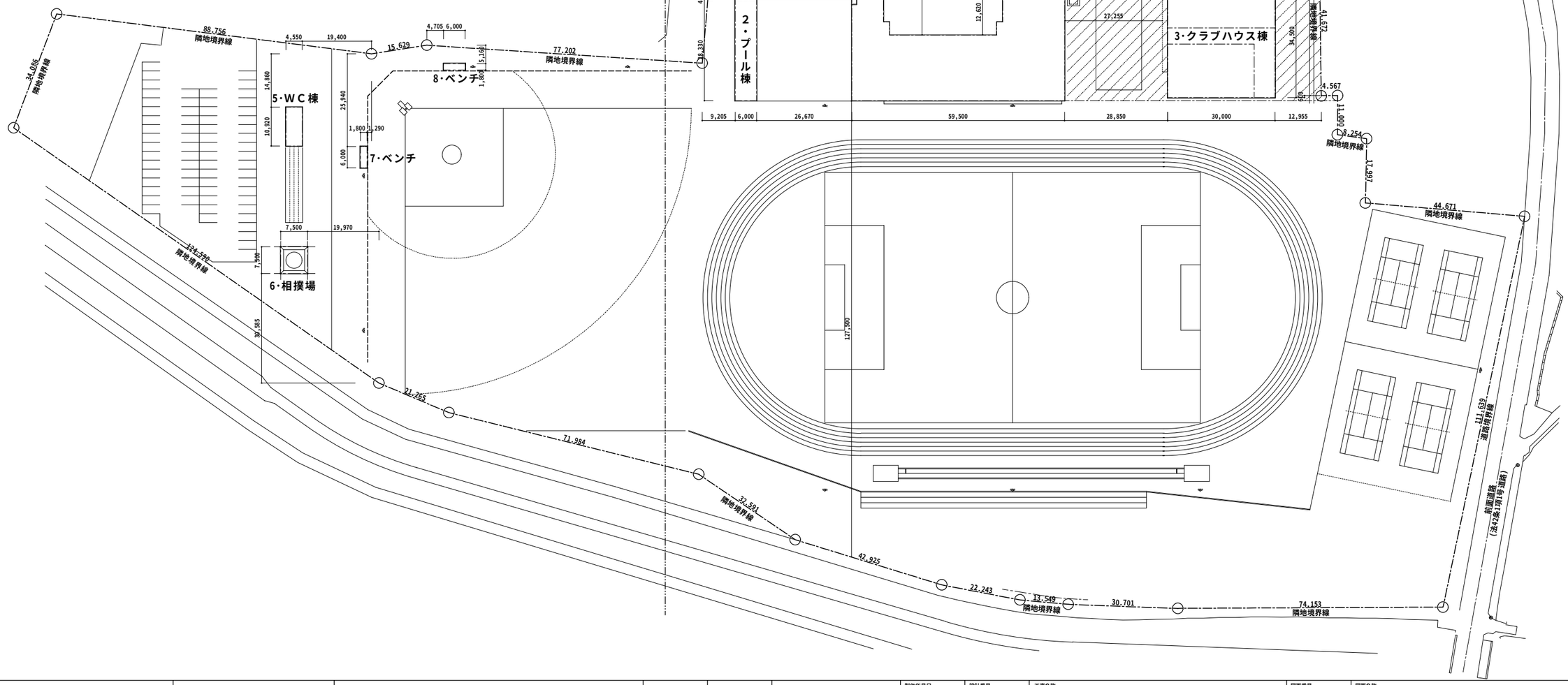

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-04	図面名称 配　置　図	縮尺 A1:1/600 A3:1/1200

施設計画平面図

N

張りコンクリート工　A=230.4㎡
舗装止め工　L=37.5m
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ工　L=80.0m
1号側溝工　L=17.60m
2号集水桝工　600×600×900
2号横断側溝工　L=56.00m
1号集水桝工　600×600×700
1号横断側溝工　L=26.00m
As舗装工　A=2,047㎡
区画線工　L=199.5m
3号土留壁工　L=7.2m
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ舗装工
バスロータリー
武道館
バス車庫
As舗装工　A=105㎡
As舗装工　A=2,793㎡
駐車場
128台
区画線工　L=195.0m
As舗装工　A=1,542㎡
区画線工　L=235.8m
車椅子標示　3ヶ
As舗装工　A=2,212㎡
3号側溝撤去工　L=42.85m
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ舗装工
車道用　A=43㎡
車止め　H=1,000　4ヶ所
As舗装工　A=42㎡
As舗装工　A=455㎡
As舗装工　A=557㎡
6号集水桝工　3
300×300×700
駐輪場
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ工　L=44.9m
クラブハウス
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ工
L=15.1m

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１０５６８３号　松井 邦義			10.29		製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-05	図面名称 施設計画平面図	縮尺 A1:1/300 A3:1/600

構　造　図　－　1

自由勾配側溝工：３００型

S＝１：２０

標　準　断　面
(標準)

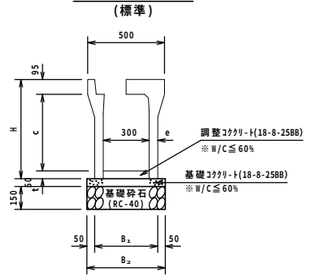

寸 法 表 及 び 材 料 表　　１０.0m当たり

呼び名	寸法 (mm) B_1	B_2	H	c	e	平均厚さ t	参考重量 (kg)	再生砕石 (RC-40) (m²)	基礎 ｺﾝｸﾘｰﾄ (m³)	調整 ｺﾝｸﾘｰﾄ (m³)	型枠 (m²)	製品 (本)
300x 300	500	600	445	300	50	75	326	6.0	0.30	0.23	1.00	5.0
x 400	510	610	545	400	55		403	6.1	0.31			
x 500			645	500			455					
x 600	530	630	745	600	65		560	6.3	0.32			
x 700			845	700			625					
x 800	550	650	945	800	75		760	6.5	0.35			

標　準　断　面
(横断)

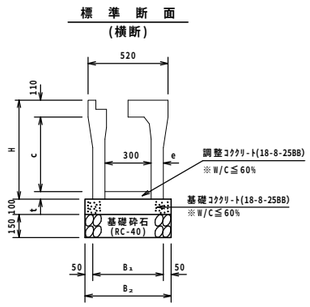

寸 法 表 及 び 材 料 表　　１０.0m当たり

種別	寸法 (mm) B_1	B_2	H	c	e	平均厚さ t	参考重量 (kg)	再生砕石 (RC-40) (m²)	基礎 ｺﾝｸﾘｰﾄ (m³)	調整 ｺﾝｸﾘｰﾄ (m³)	型枠 (m²)	製品 (本)
300x 300	560	660	445	285	80	75	475	6.6	0.66	0.23	2.00	5.0
x 400			545	385			550					
x 500			645	485			624					
x 600	590	690	745	585	95		780	6.9	0.69			

１号～４号集水桝工

S＝１：２０

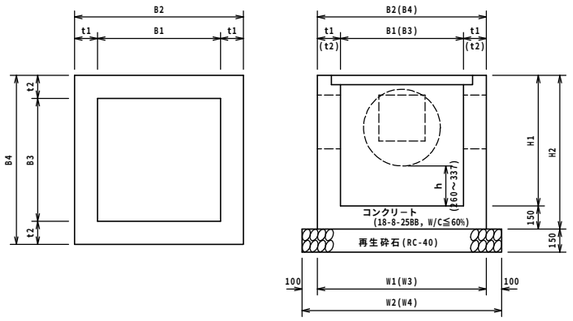

種別	B1	B2	B3	B4	W1	W2	W3	W4	t1	t2	h	H1	H2	摘要
１号集水桝工	600	900	600	900	900	1100	900	1100	150	150	305	700	850	鋼製蓋版 t-25
２号集水桝工	600	900	600	900	900	1100	900	1100	150	150	337	900	1050	鋼製蓋版 t-25
３号集水桝工	500	800	800	1100	800	1000	1100	1300	150	150	305	800	950	鋼製蓋版 t-6
４号集水桝工	800	1100	800	1100	1100	1300	1100	1300	150	150	260	1000	1150	鋼製蓋版 t-6

１号集水桝工数量表　　１０基当たり

種別	規格	単位	算式	数量	摘要
再生砕石	RC-40　t=15cm	m³	1.10×1.10×10.0	12.10	
型枠		m²	(0.60×0.85+0.90×0.85)×4×10.0	51.00	
コンクリート	18-8-25BB W/C≦60%	m³	(0.90×0.90×0.85−0.60×0.60 ×0.70)×10.0	4.37	
グレ-チング (T-25：細目)	グレ-チング	枚	(348+348)×715×50	10.0	72.8kg/枚
	受け枠	組	735×735×56	10.0	15.5kg/組

２号集水桝工数量表　　１０基当たり

種別	規格	単位	算式	数量	摘要
再生砕石	RC-40　t=15cm	m³	1.10×1.10×10.0	12.10	
型枠		m²	(0.60×1.05+0.90×1.05)×4×10.0	63.00	
コンクリート	18-8-25BB W/C≦60%	m³	(0.90×0.90×1.05−0.60×0.60 ×0.90)×10.0	5.27	
グレ-チング (T-25：細目)	グレ-チング	枚	(348+348)×715×50	10.0	72.8kg/枚
	受け枠	組	735×735×56	10.0	15.5kg/組

３号集水桝工数量表　　１０基当たり

種別	規格	単位	算式	数量	摘要
再生砕石	RC-40　t=15cm	m³	1.00×1.30×10.0	13.00	
型枠		m²	{(0.80+1.10)×0.95+(0.50+0.80) ×0.95}×2×10.0	60.80	
コンクリート	18-8-25BB W/C≦60%	m³	(0.80×1.10×0.95−0.50×0.80 ×0.80)×10.0	5.16	
グレ-チング (T-6：細目)	グレ-チング	枚	594×896×44	10.0	60.6kg/枚
	受け枠	組	625×925×50	10.0	18.4kg/組

４号集水桝工数量表　　１０基当たり

種別	規格	単位	算式	数量	摘要
再生砕石	RC-40　t=15cm	m³	1.30×1.30×10.0	16.90	
型枠		m²	(0.80×1.15+1.10×1.15)×4×10.0	87.40	
コンクリート	18-8-25BB W/C≦60%	m³	(1.10×1.10×1.15−0.80×0.80 ×1.00)×10.0	7.52	
グレ-チング (T-25)	グレ-チング	枚	(452+437)×900×55	10.0	123.6kg/枚
	受け枠	組	920×920×61	10.0	20.4kg/組

６号集水桝工

S＝１：２０

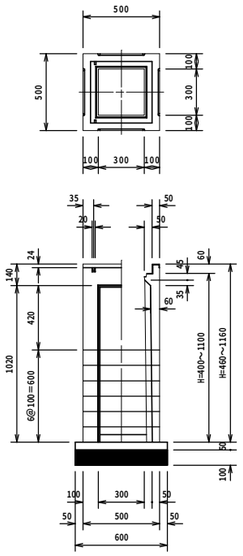

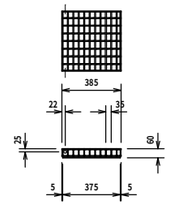

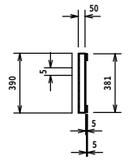

110度回転桝用ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋

名称	H
6号集水桝工-1	400
6号集水桝工-2	600
6号集水桝工-3	700
6号集水桝工-4	800
6号集水桝工-5	900
6号集水桝工-6	1000
6号集水桝工-7	1100

6号集水桝工(300×300)

種別	数量
H-400	2
H-600	1
H-700	3
H-800	3
H-900	3
H-1000	7
H-1100	2

6号集水桝工(500×500)　　10基当たり

種別	規格	単位	算式	数量	摘要
ブロック集水桝	300×300	組	10.0	10.0	
コンクリート	18-8-25BB W/C≦60%	m³	0.30×0.30×0.05×10.0	0.05	
均しコンクリート	18-8-25BB W/C≦65%	m³	0.60×0.60×0.05×10.0	0.18	
再生砕石	RC-40　t=15cm	m³	0.60×0.60×10.0	3.6	

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義				製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-06	図面名称 外構構造図-1	縮尺 A1:図示 A3:50%縮小

構　造　図　－　2

張りコンクリート工

平　面　図
S＝1：25

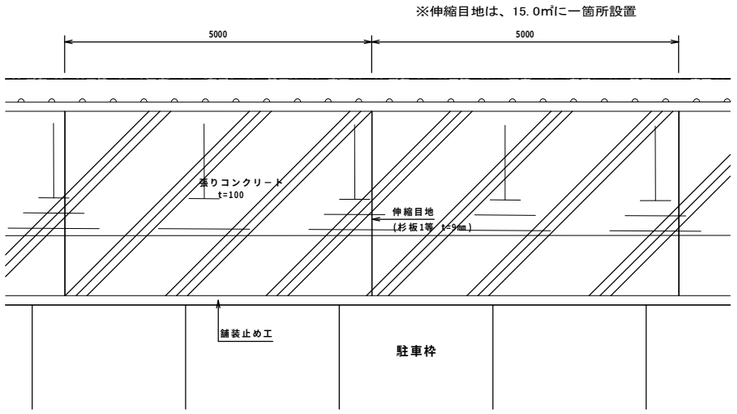

標準断面図
S＝1：25

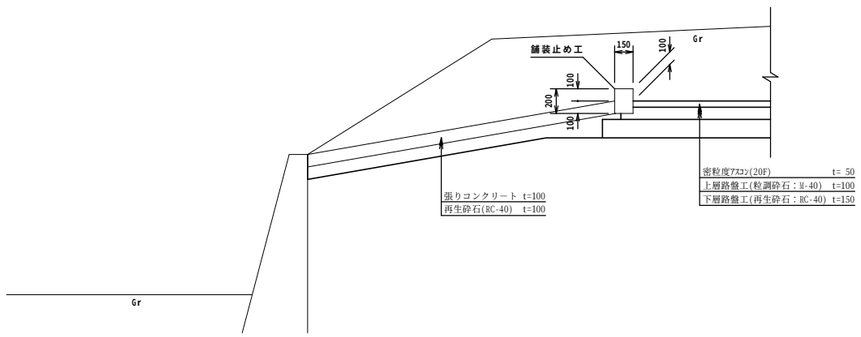

張りコンクリート工　　100㎡当たり

種　別	規　格	単位	算　式	数　量	摘　要
コンクリート	18-8-25BB t=100 W/C≦60%	㎥	100.0	100.0	
伸縮目地	杉板1等、9mm	㎡	0.10×0.009×100.0/15.0	0.01	
再生砕石	RC-40　t=10cm	㎡	100.0	100.0	

舗装止め工　　10.0m当たり

種　別	規　格	単位	算　式	数　量	摘　要
型　枠		㎡	0.20×2×10.0	4.0	
コンクリート	18-8-25BB W/C≦60%	㎥	0.20×0.15×10.0	0.30	

地先境界ﾌﾞﾛｯｸ工
S＝1：10

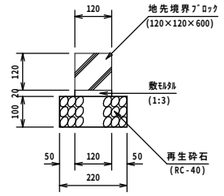

地先境界ﾌﾞﾛｯｸ工数量表　　10.0m当たり

種　別	規　格	単位	算　式	数　量	摘　要
再生砕石(RC-40)	t=10cm	㎥	0.22×10.0	2.20	
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	120×120×600	個	10.0÷0.60－0.01×10.0	16.50	
敷きモルタル	1:3	㎥	0.12×0.02×10.0	0.02	
目地モルタル	1:3	㎥	0.12×0.12×16.5	0.24	

As舗装工－A・復旧工
S＝1：10

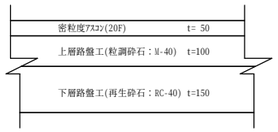

土間コンクリート工
S＝1：10

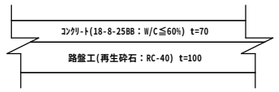

3号土留壁工
S=1:10

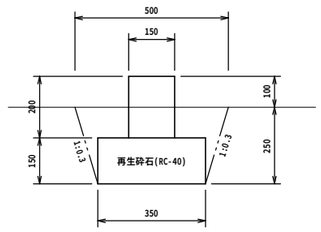

3号土留壁工数量表　　10m当たり

種　別	規　格	単位	算　式	数　量	摘　要
掘　削		㎥	(0.35+0.50)×1/2×0.25×10.0	1.06	
埋 戻 し		㎥	1.06－0.68	0.38	
残土処分	場内処理	㎥	(0.15×0.10+0.35×0.15)×10.0	0.68	
再生砕石	RC-40　t=15cm	㎥	0.35×10.0	3.50	
型　枠		㎡	0.20×2×10.0	4.00	
コンクリート	18-8-40BB W/C≦60%	㎥	0.15×0.20×10.0	0.30	

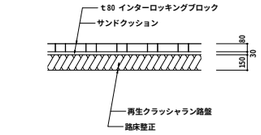

インターロッキングブロック舗装／車道　S=1/30

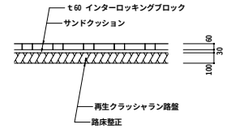

インターロッキングブロック舗装／歩道　S=1/30

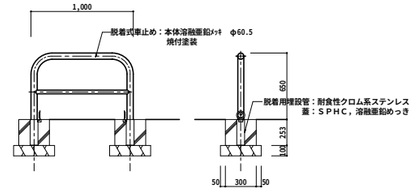

車止め　脱着式　S=1/30

株式会社　釣谷建築事務所
1級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義

製作年月日	設計番号	工事名称	図面番号	図面名称	縮尺
14.03	12-09	宝達中学校外構工事	A-07	外構構造図－2	A1:図示 A3:50%縮小

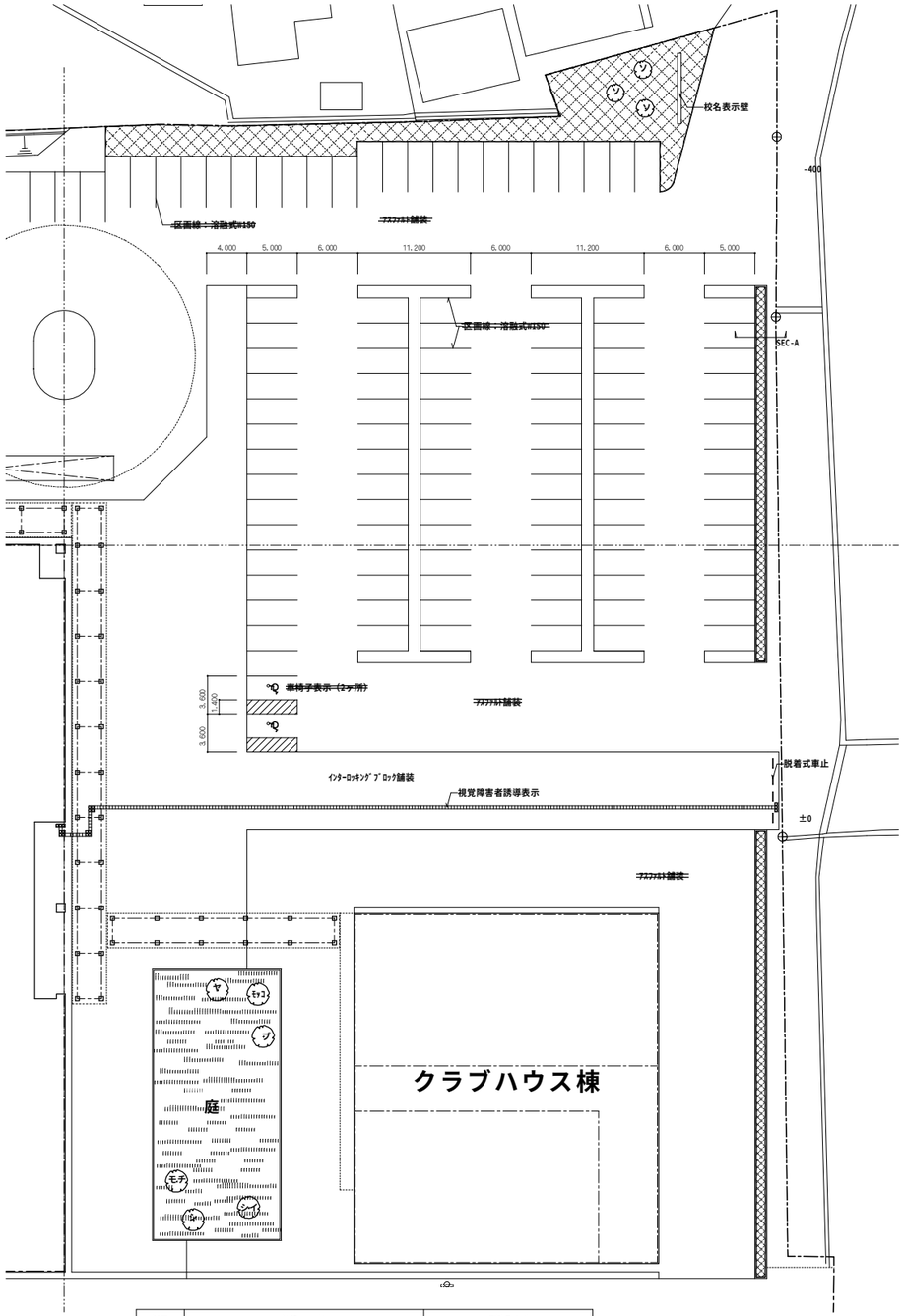

符号	樹種・仕様	肥料その他
ソ	ソヨゴ　H=3.0　株立　3本	バーク堆肥
シー	シイノキ　H=5.0　C=0.4　W=1.5　（株立）1本	バーク堆肥、竹八ッ掛
シ	シダレザクラ　H=6.0　C=0.4　W=2.0　1本	バーク堆肥、竹八ッ掛
モチ	モチ　H=4.5　C=1.0　W=1.5　（7本立以上）　1本	バーク堆肥
ﾋﾗ	モッコク　H=4.0　C=0.3　W=1.0　1本	バーク堆肥
ブ	ブナ　H=4.0　C=0.3　W=1.0　（株立）　1本	バーク堆肥、竹八ッ掛
ヤ	ヤマボウシ　H=4.5　（株立）　1本	バーク堆肥、竹八ッ掛
	ヒラドツツジ　H=4.0　W=0.4　4,400本	バーク堆肥
	サツキツツジ　H=0.3　W=0.4　360本	バーク堆肥
	高麗芝	

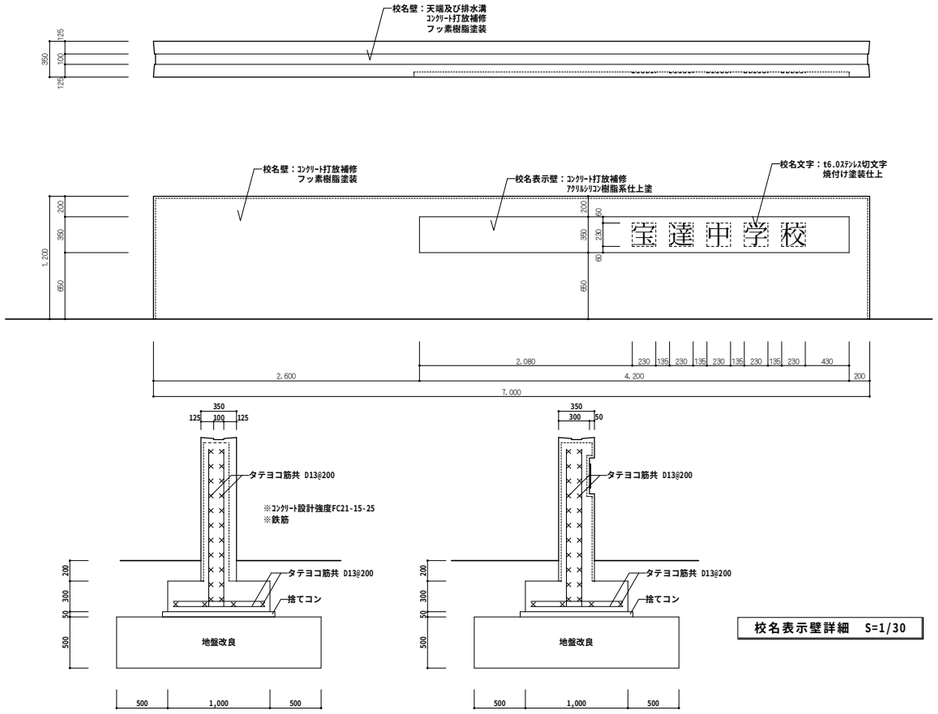

校名表示壁詳細　S=1/30

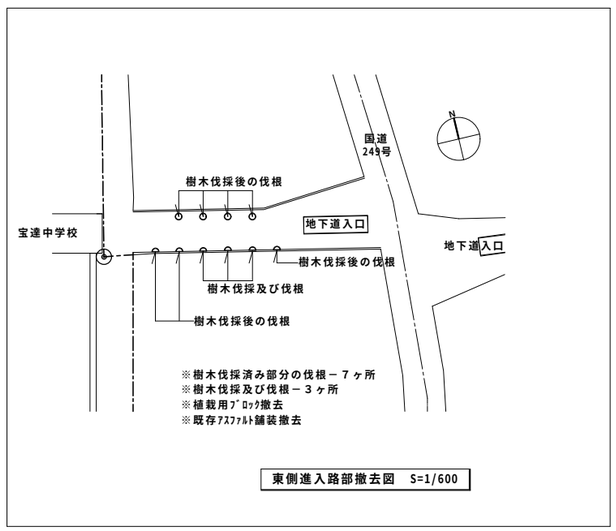

東側進入路部撤去図　S=1/600

(1) コンクリート

- コンクリートはJIS認定工場の製品とし施工に関してはJASS5による。
- セメントは、JIS R5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。
- 調合計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。
- 寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。
- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(財)国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真(カラー)を保管し承認を得る。
  測定検査の回数は、通常の場合、１日１回以上とし、１回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて３回行い、その平均値を試験値とする。
- １回の試験の供試体数は、調合管理強度の管理試験用、構造体コンクリートの材齢２８日圧縮強度推定用、型枠取り外し時期決定用、構造体コンクリートの材齢２８を超え９１日以内の圧縮強度推定用その他必要に応じて、それぞれ３個とする。
  １回に採取する供試体は、適切な間隔をあけた運搬車から３度に分けて試料を採取し、必要な数の供試体を作製する。ただし、調合管理強度の管理試験用は、１台の運搬車の試料から３個の供試体を作製する。
  標準養生の場合は、20±2℃の水中養生とする。また、工事現場のおける養生は水中養生または封かん養生とする。
- ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ち、コンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。
  なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は150分、25℃以上の場合は120分以内とする。
- コンクリートの乾燥収縮率は８Ｘ１０$^{-4}$以下とする。

（２）　鉄　筋

- 鉄筋は、JIS G3112の規格品を標準とする。施工はJASS5による。
- 高強度せん断補強筋は、JIS G 3137に規定されるＤ種１号適合品とする。
- 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋基準図」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図」による。
- D19未満は、すべて重ね継手とする。継手（D19以上）をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。

SEC-A　詳細　S=1/30

株式会社　釣谷建築事務所	１級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-08	図面名称 植栽図・外構詳細図	縮尺 A1:図示 A3:50%縮小

排 水 施 設 構 造 図 － 1
(展　　開　　図)

1 号横断側溝工

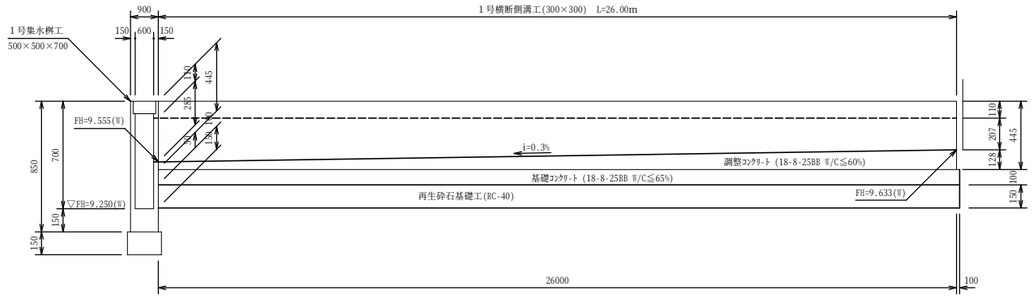

4 号横断側溝工

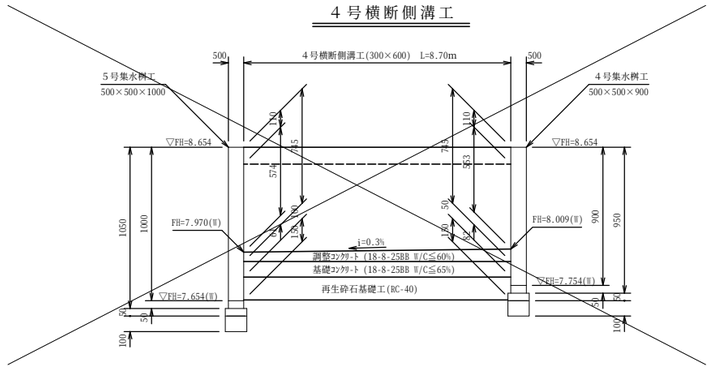

2 号横断側溝工

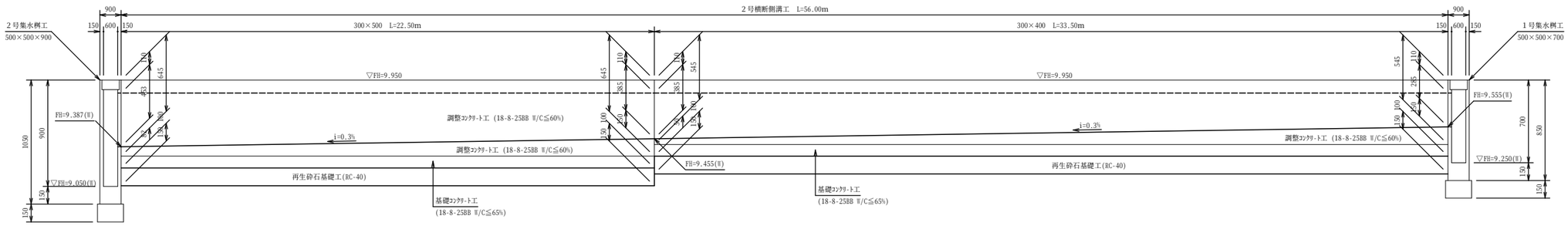

1 号側溝工

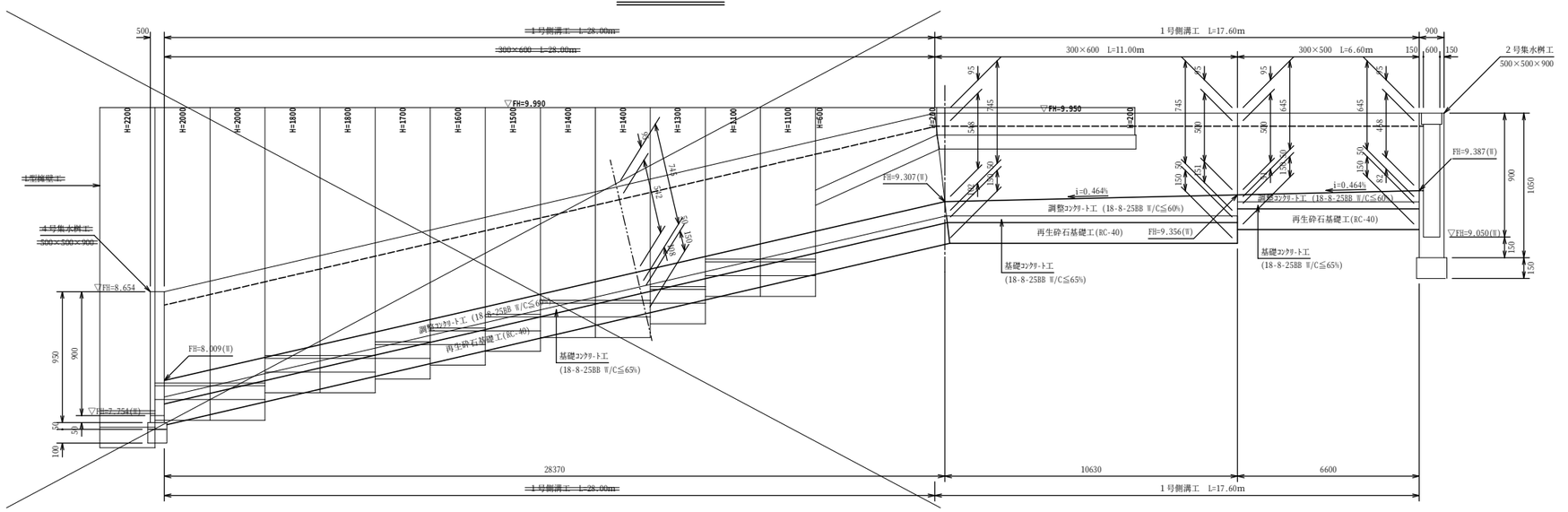

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-09	図面名称 排水施設構造図-1	縮尺 A1:図示 A3:50%縮小

排 水 施 設 構 造 図 － 2
(展　　開　　図)

3 号横断側溝工

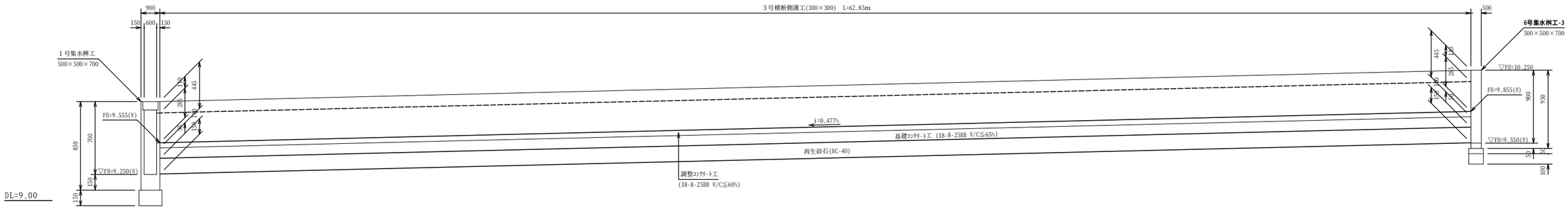

5 号横断側溝工

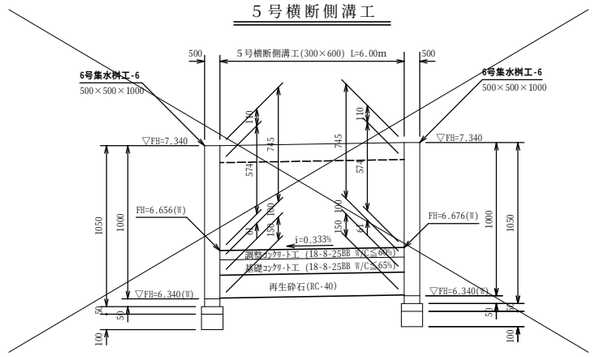

6 号横断側溝工

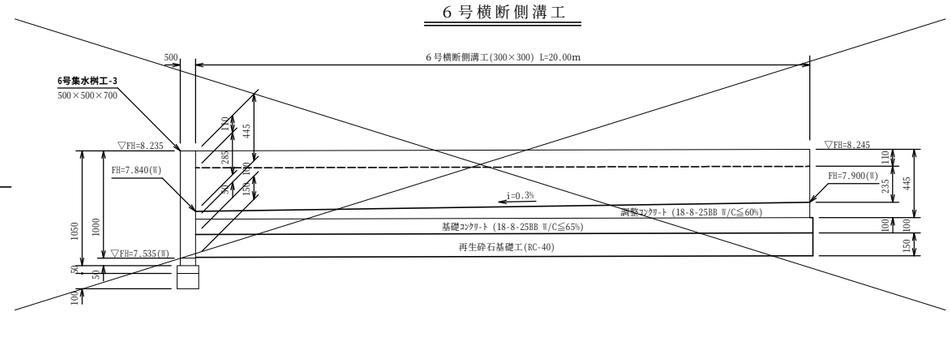

2 号側溝工

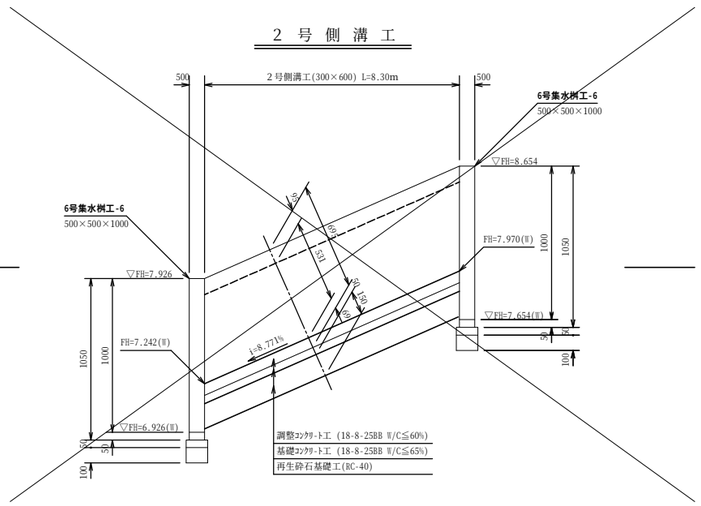

3 号側溝工

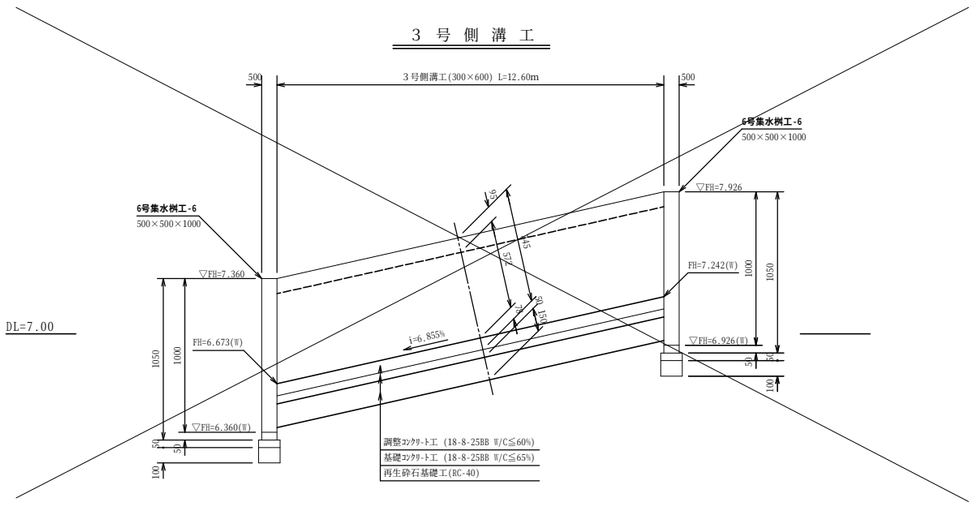

株式会社　釣谷建築事務所	1級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-10	図面名称 排水施設構造図-2	縮尺 A1:図示 A3:50%縮小

排 水 計 画 比 高 図

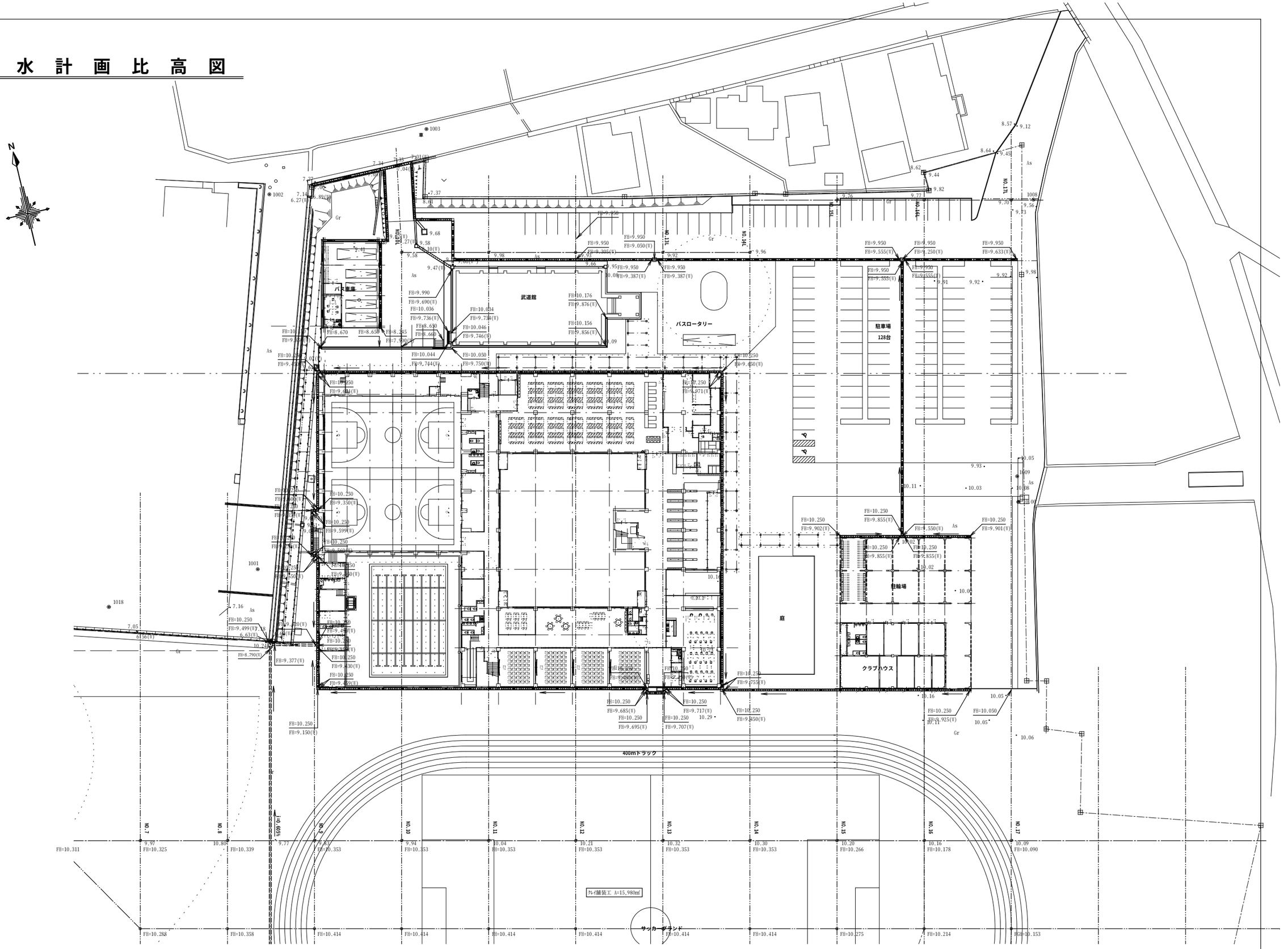

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１０８６８３号 松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-11	図面名称 排 水 計 画 比 高 図	縮尺 A1:図示 A3:50%縮小

NO,11

GH=9.98
FH=9.035

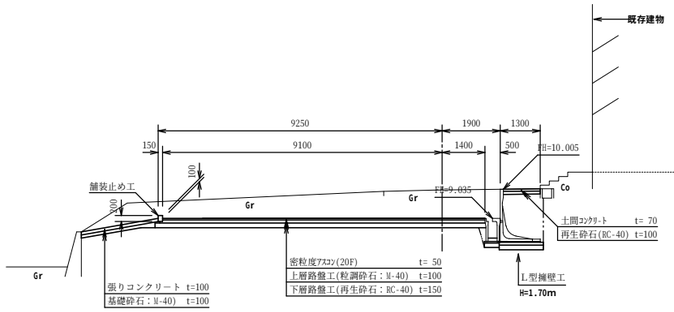

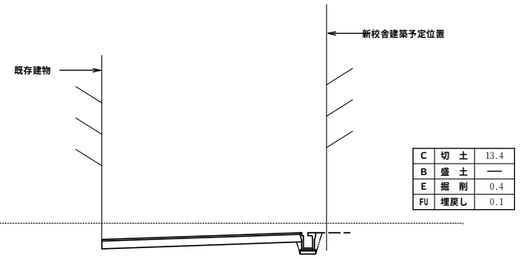

C	切 土	13.4
B	盛 土	——
E	掘 削	0.4
FU	埋戻し	0.1

DL=10.00

NO,10

GH=9.58
FH=8.133

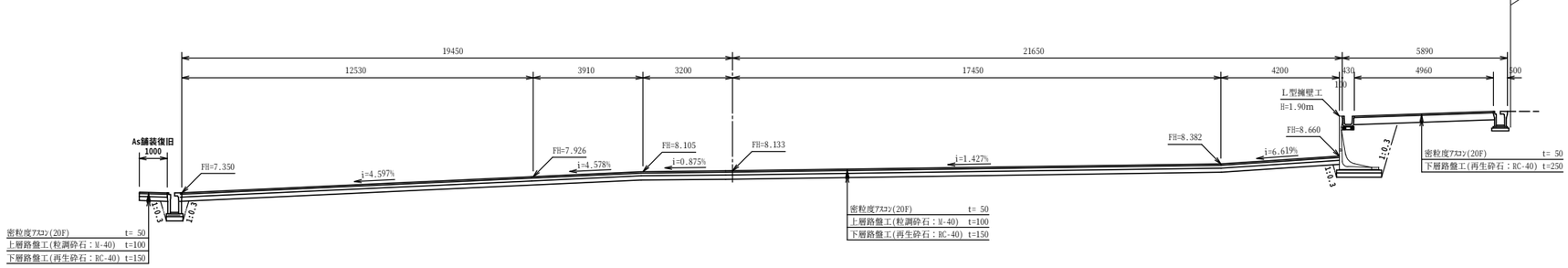

C	切 土	58.7
B	盛 土	(0.7)
E	掘 削	1.0
FU	埋戻し	0.2

DL=10.00

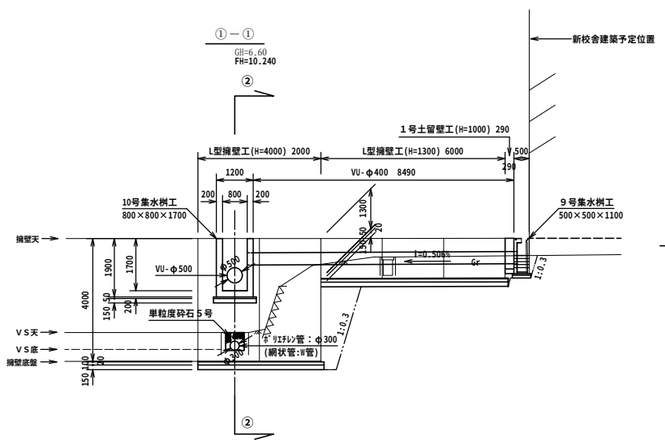

DL=10.00

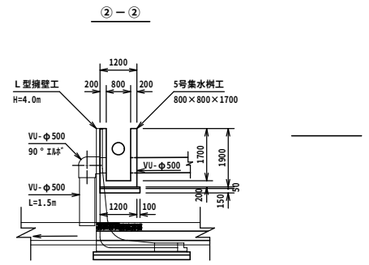

DL=10.00

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１０８６８３号 松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-12	図面名称 横 断 図 - 1	縮尺 A1:図示 A3:50%縮小

NO,14

GH=9.96
FH=9.966

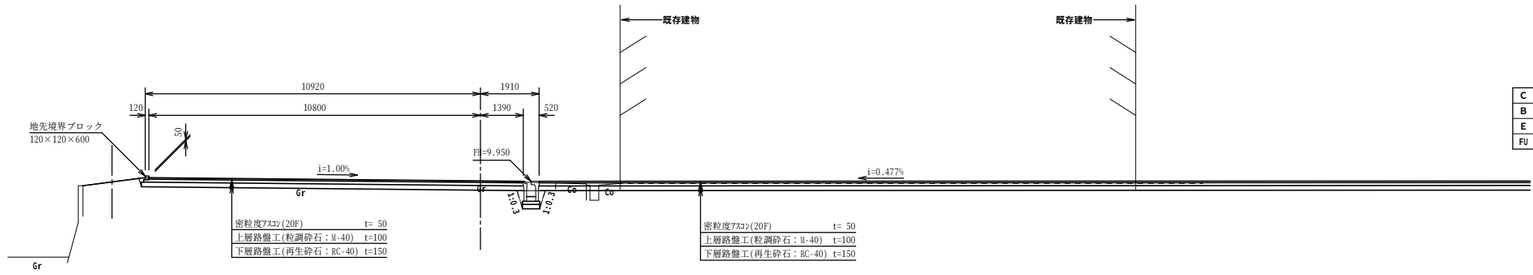

DL=10.00

C	切 土	4.0
B	盛 土	──
E	掘 削	0.4
FU	埋戻し	0.1

NO,13

GH=9.92
FH=9.966

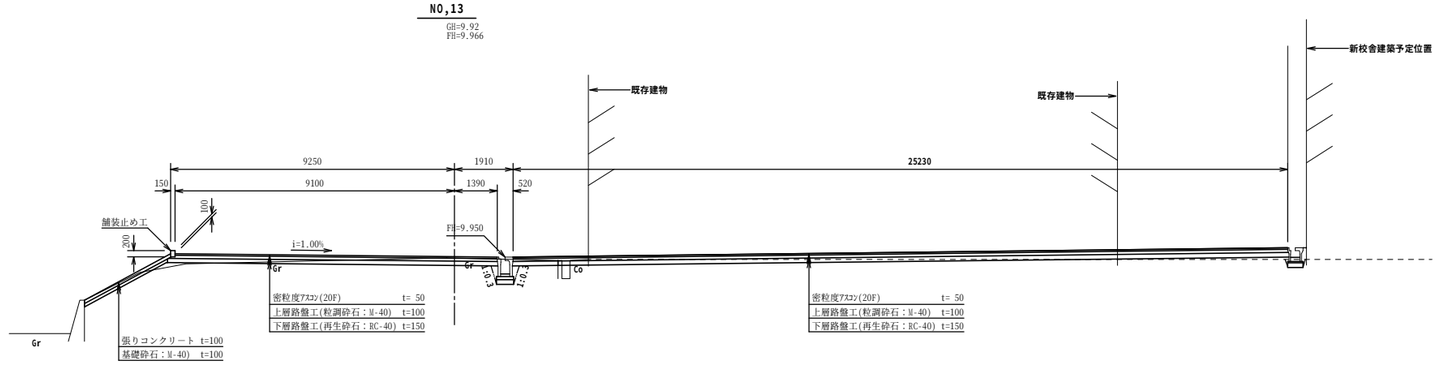

DL=10.00

C	切 土	2.0
B	盛 土	0.3
E	掘 削	0.5
FU	埋戻し	0.2

NO,12

GH=9.93
FH=9.950

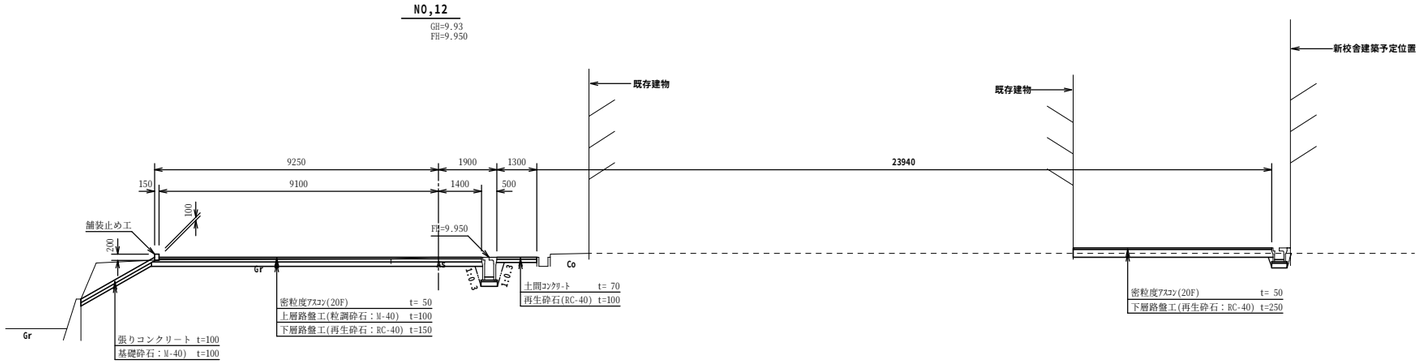

DL=10.00

C	切 土	4.5
B	盛 土	──
E	掘 削	0.5
FU	埋戻し	0.2

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１０８６８３号 松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-13	図面名称 横 断 図 - 2	縮尺 A1:図示 A3:50%縮小

NO,17

GH=9.70
FH=10.086

DL=10.00

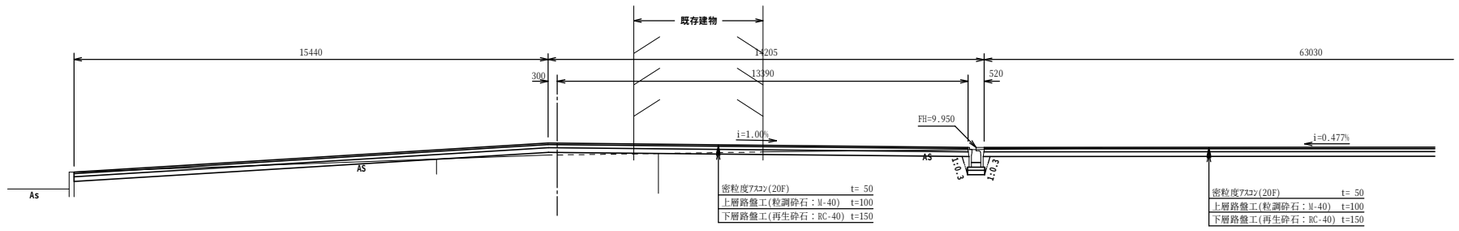

C	切 土	3.1
B	盛 土	0.3
E	掘 削	0.4
FU	埋戻し	0.1

NO,16

GH=9.77
FH=10.086

DL=10.00

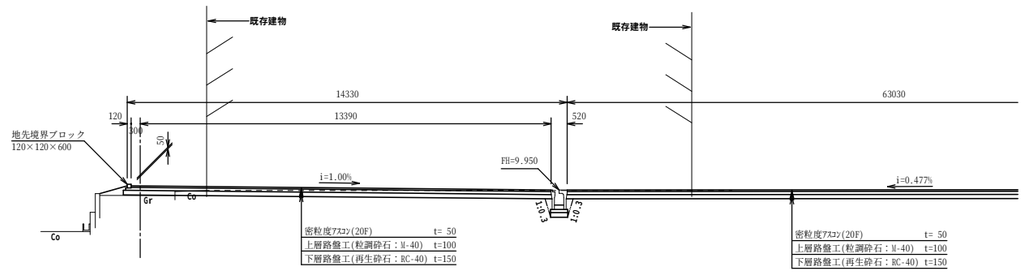

C	切 土	2.6
B	盛 土	0.1
E	掘 削	0.4
FU	埋戻し	0.1

NO,15

GH=9.76
FH=9.841

DL=10.00

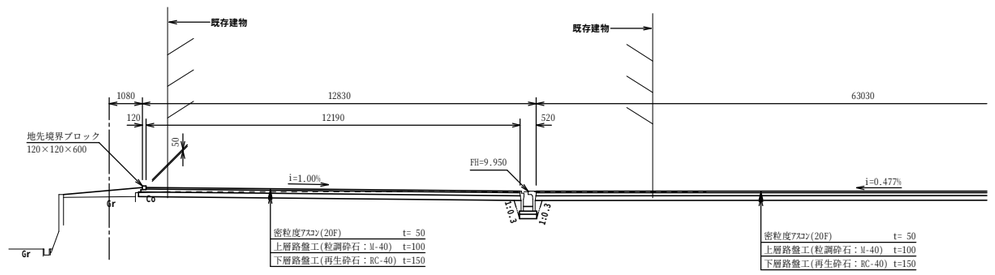

C	切 土	3.0
B	盛 土	0.2
E	掘 削	0.4
FU	埋戻し	0.1

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１０８６８３号 松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-14	図面名称 横 断 図 - 3	縮尺 A1:図示 A3:50%縮小

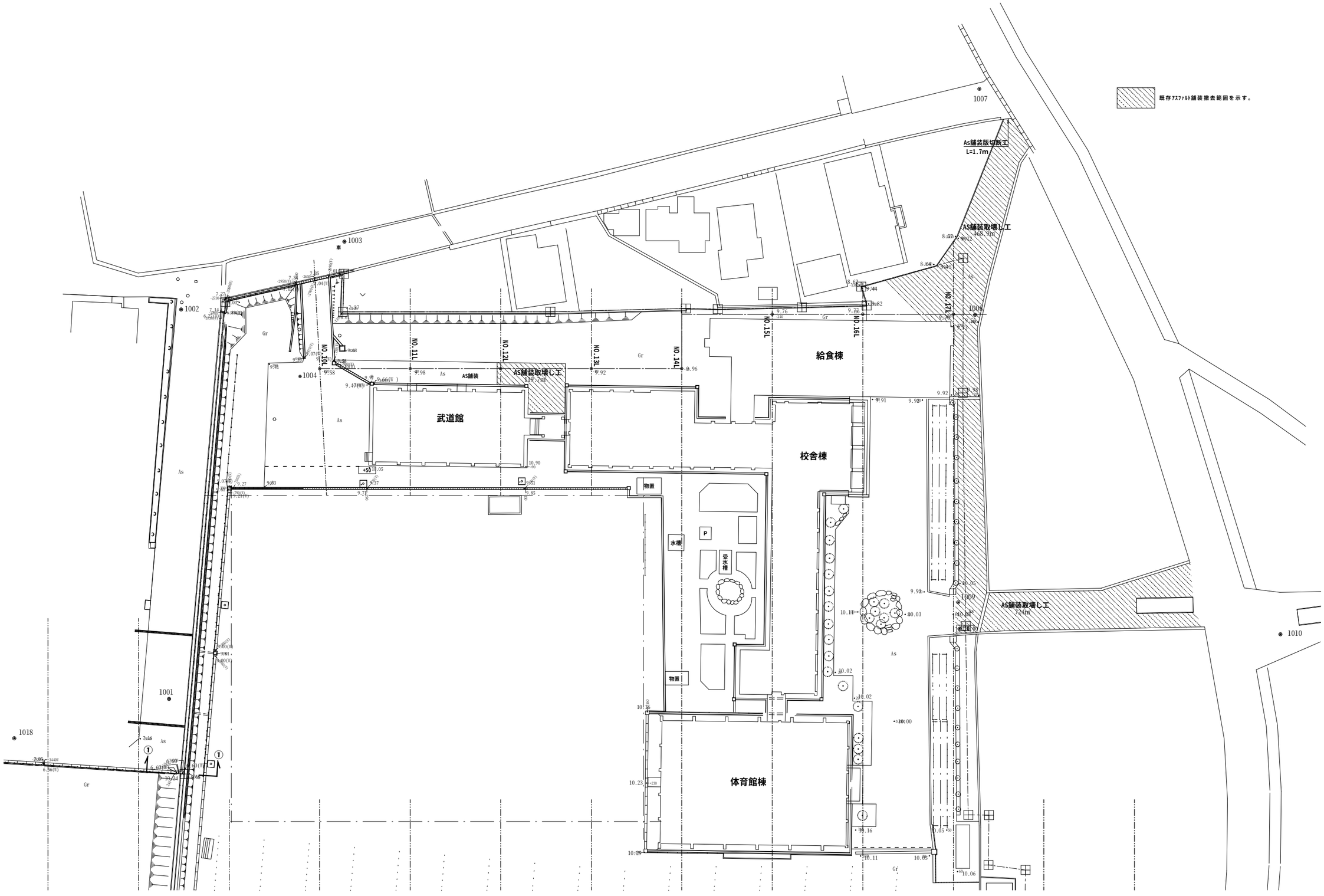

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第１０８６８３号 松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 A-15	図面名称 取 壊 し 平 面 図	縮尺 A1:1/400 A3:1/800

工　事　仕　様　書　（電気設備）

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　宝達中学校外構工事

2．工事場所　石川県羽咋郡宝達志水町小川カ１５０番地

3．完成期日　平成　　年　　月　　日

4．建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防令別表第一	備考
宝達中学校	ＲＣ造	3階建(地階　階.塔屋２階)		７項	

5．別契約の関連工事

⊙建築工事　・電気設備工事　⊙給排水衛生設備工事　⊙空気調和設備工事　⊙暖房設備工事
・冷房設備工事　・電話設備工事　・合併処理設備工事　⊙昇降機設備工事　・自家発電設備工事
・屋外付帯工事　・植栽工事　⊙厨房機器設備工事　・　・

6．工事種目（●印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別	工事種別					
						屋外
○　電灯設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　動力設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　雷保護設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　受変電設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　電力貯蔵設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　発電設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　構内情報通信網設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　構内交換設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　情報表示設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　映像・音響設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　拡声設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　誘導支援設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　テレビ共同受信設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　監視カメラ設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　駐車場管制設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　防犯・入退室管理設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　自動火災報知設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　自動閉鎖設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　非常警報設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　ガス漏れ火災警報設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○　中央監視制御設備	一式	一式	一式	一式	一式	
●　構内配電線路						(一式)
○　構内通信線路						一式
○　テレビ電波障害防除設備						一式
○　撤去工事	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○						

7．指定部分　・無　・有（指定期日：平成　年　月　日）　対象部分（　　）

8．工事内容

屋外電灯設備　：既設校舎棟電灯分電盤（１Ｌ－３）より各屋外灯支の配線及び照明器具への電源供給を行う。

Ⅱ．工事仕様

1．一般仕様

1）新築工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２２年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成２２年版）」（以下、「標準図」という。）による。

改修工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２２年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び標準図による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は標準仕様書による。

2）耐震設計・施工については国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）」による。

3）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修標準仕様書を適用する。

2．特記仕様

1）章、項目は●印の付いたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する項目は・印に○のついたものを適用する。

3）斜線で消去した章は適用しない。

章	項目	特記事項
一般共通事項	●電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は標準仕様書の規定するものをおかなければならない。
	●電気工事士	500kW以上の自家用電気工作物においては第一種電気工事士により施工を行うように努める。 (1-1, 3.2(b)(2))
	●機材等	1）本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 (1-1, 4.2(a))
		2）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品は下記による。 (1-1, 4.1(a))
		「公共工事」の品目
		・照明制御システム　⊙変圧器　・下塗用塗料（重防食）
		・環境配慮型道路照明　・　・
		グリーン購入法の判断基準を満たすことを確認する。
		3）化学物質を発散する建築材料等 (1-1, 4.1(b))
		本工事の建物内部で使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のとおりとする。
		① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
		② 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品
		③ 下記表示のあるJAS規格品
		a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
		b. 接着剤等不使用
		c. ホルムアルデヒドを発散しない材料使用
		d. ホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用
		e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない材料使用
		f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用
	●機材の品質・性能証明	1）設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受ける。 (1-1.4.2(b))
		なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。
		2）本工事で使用する設備機材等は、指定表に規定するもの、又は、これらと同等のものとする。
		なお、「評価名簿」に規定するものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新年版）」（(社)公共建築協会）によるほか、これらと同等のものとする。 (1-1.4.2(a)) 平20.4.1 改訂
		3）石川県建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第6条の2第4項により、調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、工事着手前に使用材料確認願を提出し、工事完了時及び年度末時に当該年度の結果報告を行う。
		4）主要機材は、発注前に「使用予定機材一覧表」を提出して監督職員の確認をうける。
		5）請負契約約款第13条第2項に定める監督員の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものとする。 (1-1.4.2)
		・受変電機器　・自家発電装置　⊙照明器具類　・配電盤類　・避雷針
		・通信機器　・構内交換機器　・接地材料
一般事項	●保険の付保及び事故の補償	1．請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
		2．請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
		3．請負業者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを建設工事請負契約締結後1ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
	●工事の実績情報の登録	請負金額1,000万以上のものは登録を行う。 (1-1.1.4) 平20.4.1改訂
	●中間検査	中間検査の実施　・有（　　回）　・無 (1-1.6.2) 平21.8.1改訂
		実施時期　・天井下地完了時　・

章	項目	特記事項
一般共通事項	●公共事業労務費調査等に対する協力	・請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査に対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。 １）調査票等に必要な事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 ２）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 ３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 ４）対象工事の一部について下請け工事を締結する場合には、当該下請け工事受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・本工事が「建設副産物実態調査」の対象である場合、工事完了後速やかに調査票を作成し、監督員に提出しなければならない。
	●部分払いの対象工事材料	請負契約約款第37条第１項に定める部分払いの対象とする工事材料は次のものとする。 ・配管、配線　・機器　・盤　・
	●保険	請負契約約款第49条に定める火災保険等は次のものとする。（加入期間は完成期日+14日） ・火災保険　・建設工事保険　⊙組立保険
	●監督職員事務所	⊙設けない　・設ける[　・１号（10㎡程度）　・２号（20㎡程度）　・３号（35㎡程度）　・４号（60㎡程度）　・５号（100㎡程度）　]
		監督職員事務所に設ける備品等 (1-2.1.1(2))
		・保護帽　・安全帯　・長靴　・合羽　・机　・椅子　・懐中電灯 ・書棚　・黒板　・寒暖計　・　・
	●下請負人	下請負人の決定については工事着手前に下請負人通知書を提出すること。 H20.4.1 改訂 下請負人は、建設業の許可を有する者を選定するように努め、下請負人の許可書の写しを提出すること。
	●工事報告書	工事総合進捗表、工事日誌、工事出面報告書、工事箇所図及び現況写真等を記載した工事報告書を毎月月末ごとに提出する。
	●施工計画書	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。 (1-1.2.2)
	●工事写真等の記録	1）工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第３版）建築設備編」による。 (1-1.2.4)
		2）請負契約約款第１４条第３項に定める工事写真は次のものとする。
		⊙地中埋設配管部　⊙機器の基礎及びアンカーボルト埋設部　・塗装工程
		⊙接地極埋設部　・天井、トレンチ内の隠ぺい箇所　・躯体内隠ぺい部
		3）区分による規格、枚数、部数は次による。

区分	分類	規格	撮影枚数	部数	備考
着工前	カラー	サービス版	監督員の指示による	部	Ａ４版に整理の上、工事期間中は現場事務所に保管し、工事完成時に提出する。
工事中	カラー	サービス版	監督員の指示による	１部	
完成時	カラー	サービス版	監督員の指示による	部	Ａ４版に整理したもの

4）完成写真は次による。
・建築写真撮影業者の撮影した写真とする。　⊙建築写真撮影業者以外の写真でもよい。
5）写真はＡ４版用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。
6）中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	●官公署への手続	工事に必要な官公署などへの手続は請負者が遅滞なく行う。 (1-1.1.3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担する。
	●経費の負担	この工事に必要な一切の仮設費及び諸経費等は、設計図書に明記のある場合の外は、請負者の負担とする。
	●工事用電力・水その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。 構内既存の施設を　・利用できる　⊙利用できない
	●敷地状況等の確認	工事の着工に先立ち地下に埋設された配管、ケーブル等の有無を関係機関の協力を得て確認し報告すると共に、事故を未然に防ぐよう留意する。 (1-2.2.1(2)) 改修部分は、事前調査を行う。
	●公衆災害防止等	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守して災害の防止と建設副産物の適正な処理に努める。 (1-1.3.5) (1-1.3.8)

株式会社 釣谷建築事務所	１級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義				製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 E-01	図面名称 特記仕様書（１）	縮尺 NO SCALE

章	項目	特記事項
一般共通事項	●工事用仮設物	構内につくることが　・できる　⊙できない （すべて請負者の負担とする）
	●足場、さん橋類	⊙別契約の関係請負者の定置する足場、さん橋の類は無償で使用できる。(1-2.1.1(1)) ・本工事で設置とする。（改修標準仕様書第1編2.2.2による） ・枠組本足場（手すり先行足場） 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり習熟方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・枠組本足場　H22.4.6 改訂
	●残土処理	⊙場内散均し　・場内指示場所に堆積　・場外搬出適切処理
	●埋め戻し土	⊙根切り土の中の良質土（ただし管の周囲は山砂）　⊙山砂　(1-2.2.1(3))
	●再使用機器	取外した再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定のうえ取付ける。ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督員に報告する。(改1-1.4.3)
	●電線類	1)照明器具用配線工事に使用するＥＭ－ＥＥＦケーブルは、「（社)日本電線工業会・技術資料第130号（照明器具用電線・ケーブルの紫外線劣化促進試験）」に規定する性能を有すること。 2)照明器具用配線工事に使用するＥＭ－ＩＥ電線は、紫外線対策品とし、1)と同等の性能を有すること。
	●呼び線	長さ１m以上の入線しない管路には 1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(2-2.2.9(C))
	●フラッシュプレート	特記のあるもの及び特殊なものを除き　・樹脂製　・金属製(SUS)　・金属製(新金属)(2-2.2.7(a))
	●フロアプレート フロアカバー	・鋼合金製　・アルミ製　・樹脂製(2-2.2.7(a)) ・水平高低調整式(空転防止リング付)　・ビス止式
	●コンセント	コンセント 2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。
	●保温・結露防止	建築工事にてＦＰ板(スタイロホーム等)打込みの箇所に取付ける位置ボックス等は保温、結露防止措置を行う。(2-2.2.7(d))
	●製作図・施工図	主要機材の製作図、施工図は原則として製作または施工開始予定日より30日以前で監督員の指示する時期に提出する。(1-1.2.3)
	●完成図等及び保全に関する説明書の提出	建物配置図及び屋内外配線図、系統図等を作成し、原図及び陽画複写紙(製本２部)と保全に関する説明書（２部)を提出する。完成図については縮小版３部を提出する。(1-1.7.2)(1-1.7.3) また、完成図等のＣＡＤデータを提出する。 ※「保全に関する説明書」については、別契約の建築・設備工事等がある場合は、その請負業者と連携の上作成する。 ※「保全に関する説明書」の参考資料 ・「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き及び作成例」 国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm) ・「管理者のための建築物保全の手引き（改訂版）」((財)建築保全センター)
	●試験成績表、取扱説明書の提出	各機器の試験成績表、取扱説明書は、それぞれ２部を工事完成図書とともに一括して提出する。(1-1.7.3)
	●予備品等の引渡	予備品（付属品を含む）は、引渡し目録を添えて工事完成図書とともに提出する。また鍵等はプラスチック名称板を付けて提出する。
	●過積載等の防止	1)積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと(1-1.3.6) 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること 4)取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等運搬使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること 5)建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること 6)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和４２年８月２日法律第１３１号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 7) 1)から6)につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること
	●工事現場の表示板	工事現場には、下記掲示板を設置する。（記入例）(1-2.1.1(3)) 上段の地色は白色　文字は青色 下段の地色は青色　文字は白色 工　事　名 工 期　自　年　月　日～至　年　月　日 （監 修） 設 計 監 理 施 工　建 築　（業者名を記入） 電 気　（業者名を記入） 給排水　（業者名を記入） 空 調　（業者名を記入） 60cm (75cm)　90cm （　）内は、監修を委託した場合。 業者名が多くなった場合でも、縦75cm以内とする。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	●名札の義務	請負金額1,000万円以上の工事における現場代理人及び主任（監理）技術者は名札を常時着用する。 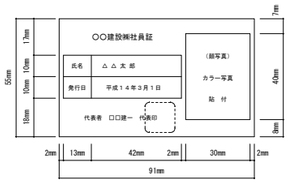 （注意事項） ①名札として使用する用紙（台紙）は白色、寸法は名刺サイズ（縦5.5cm、横9.1cm）とする。 ②顔写真（ｶﾗｰ）の寸法は縦4.0cm×横3.0cm、また撮影する部分は胸から上の上半身とする。 ③ｹｰｽの寸法は用紙が入る大きさとする。尚、市販されているのは、縦7.3cm×横10.2cmがある。
	●耐震施工	次に示す事項を除き、すべて建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成８年版）」による。 1) 設計用水平地震力 機器の重量（kgf）に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度（ ()内の値は水槽類に適用する） 設置場所：上層階、屋上及び塔屋／中間階／一階及び地下階 耐震安全性の分類：特定施設 ○ 甲類（重要機器、一般機器）：２．０／１．５／１．５(1.5) ● 乙類（重要機器、一般機器）：１．５／１．０／１．０ （注）上層階の定義は次による。 ２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、 10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階 2) 設備機器の固定方法及び計算は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」（2005年版）による。 3) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし水平地震力と同時に働くものとする。 4) 100kg以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。
	●電線本数・管路	分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは機能を優先し、図示表示と多少相違しても差し支えない。また、機械室の露出配線は、金属管にて施工し、全長にわたって接地線を設ける。
	●塗装	下記の露出金属電線管（亜鉛めっき面を含む）は、塗装を行う。(2-2.7.1(b)) ・屋外　・屋内（・居室　・　・　）
	●合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管)は、一重管とする。(2-2.2.2(b))
	●管の埋設深さ	埋設深さは原則として、構内道路、高圧ケーブル、幹線ケーブルは（・ 60cm ・　cm）、その他は（・ 30cm ・　cm）とする。 ただし、舗装がある場合は舗装下面から（・ 30cm ・　cm）以上とする。
	●インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。 電動機出力(KW)：0.4／0.75／1.5／2.2／3.7／5.5／7.5／11／15／18.5 インバータ効率(%)：85.0／87.0／88.5／89.5／90.0／90.5／91.0／91.5／92.0／92.5 電動機出力(KW)：22／30／37／45 インバータ効率(%)：93.0／93.5／94.0／94.5 備考　(1) 電動機の供給電圧は200V又は400Vとする。 (2) インバータ効率は、100%負荷時の値とする。
	●他工事との取り合い	スリーブ、箱入れなどその他工事との取り合いは、別表－１によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに、必要な位置、大きさ等を明示し、監督員と打ち合せる。(1-1.1.7)
	●はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは原則としてダイヤモンドカッターによる。
	●工事監理用図面	工事設計図を１部、縮小版（Ａ３）を　部製本し現場事務所に置くものとする。
	●工事の創意工夫等	請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。(1-1.5.6)

章	項目	特記事項
一般共通事項	●電子納品	・行う ⊙行わない ※別表-2 「電子納品仕様書」による。　H20.4.1 改訂
	●近接工事の諸経費調整	この工事の受注者が、近接する区域（概ね100m）において、工期が重複する石川県土木部発注の工事を受注している場合には、全工事との合計額により定まる率によって諸経費を再計算し、これにより変更契約（減額）する。 ※「工期が重複する」とは、開札日が近接する工事の完成届を受理した日以前の場合を言う。
	●総合評価方式における技術提案	本工事の受注時において、「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づき落札者からの「技術提案」がある場合は、その技術提案内容を本工事において確実に履行する。 履行後、請負者は「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。 なお、請負者の責任以外の理由等により、変更等の必要が生じた場合は、事前に監督員と協議するものとする。　H20.4.1
	●景観への配慮	・当該工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく重点事業であり、景観に配慮した工事施行に努めること。　H21.4.1
○電灯設備	1. 電気方式	幹線　・単相３線式　200 /100V　・直流２線式　100V 分岐　・単相２線式　100V　・直流２線式　100V ・単相２線式　200V　・
	2. 配線器具	スイッチ ・タンブラスイッチ（大角形）　・ワイドハンドル形スイッチ　・リモコンスイッチ ・ コンセント 壁付コンセント(2P15A)は、原則として大角形とする。 特殊コンセントには表示を行うものとする。
	3. 床用配線器具	・可動形　・プラグ収納形　・ハイテンション形
	4. 非常照明器具	・電池内蔵形　・電源別置形(2-2.5.1)
	5. 非常照明装置の照度測定	標準仕様書第２編表２．１８．３により照度を測定する。測定箇所については監督員の指示による。(2-2.18.2)
○動力設備	1. 電気方式	幹線　・三相３線式　（・ 200V　・　） 分岐　・三相３線式　（・ 200V　・　）
	2. 機器へ接続	本工事制御盤より別途電動機等への配線の接続は、本工事とする。
	3. 電動機の接地	・金属管接地(7．5kW以下)としてもよい。
	4. 電磁開閉器用押釦スイッチ	遠方操作用押釦スイッチは運用形とする。
	5. 空調設備概要	・ダクト方式　・ＦＣＵ方式　・ＦＣＵダクト併用方式　⊙パッケージ方式
○雷保護設備	1. 受雷部	・突針　・棟上げ導体　・金属製手すり（別途）等(2-1.16.1)
	2. 避雷導線	・引下げ導線　・建築構造体利用(2-1.16.4)
	3. 接地極	・接地極埋設　・建築構造体利用(2-1.17)
○受変電設備	1. 電気方式	高圧　・三相３線式　6kV(3-1.1.1) 低圧　・三相３線式　200V ・単相３線式　200 /100V
	2. 主遮断装置	・ＰＦ－Ｓ形　・ＣＢ形 定格遮断電流　kA
	3. 設備容量	変圧器総容量　kVA 高圧電動機容量　kW
	4. 進相コンデンサー	・高圧　・低圧 自動力率制御　・有　⊙無
	5. 配電盤	・屋内形　・屋外形　・キュービクル式非常電源専用受電設備認定品

株式会社 釣谷建築事務所	１級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義				製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 E-02	図面名称 特記仕様書（２）	縮尺 NO SCALE

章	項　目	特　記　事　項
○電力貯蔵設備	1. 直流電源装置	用　途　・非常用照明器具電源及び受変電設備制御電源共用 (4-2.1.1) ・受変電設備制御電源専用　・非常用照明器具電源専用 蓄電池　・ＨＳ型鉛蓄電池　・ＭＳＥ型鉛蓄電池
	2. ＵＰＳ	用　途　（　） (4-2.2.1) 出力電気方式　・単相２線式　・単相３線式　・三相３線式 出力電圧　・100V　・100 V / 200 V　・200V 定格出力　（　kVA） 補償時間　（　分以上）
○発電設備	1. 発電機	電気方式　三相３線式　・防災用　・常用 (5-1.1.1) 電圧　V 定格出力　kVA
	2. 原動機	始動方式　・電気式　・空気式 (5-1.1.4.6) 冷却方式　・水冷循環式　・ラジエータ式　・ (5-1.1.4.5) 種類　・ディーゼルエンジン　・ガスタービンエンジン
	3. 燃料	種類　・Ａ重油　・軽油　・灯油　・都市ガス (5-1.1.7.1) ・燃料小出槽　ﾘｯﾄﾙ ・主燃料槽（・本工事　・別途工事） (5-1.1.6.4) （・専用　・ボイラーと共用）
	4. その他発電設備	・太陽光発電装置（定格出力　kW ×　組） (5-1.7) ・風力発電装置　（定格出力　kW ×　基） (5-1.8)
○構内交換設備	1. 自営、ﾘｰｽの別	・自営　・リース (6-1.6.1)
	2. 種別	・ボタン電話装置　・交換装置（・ﾃﾞｼﾞﾀﾙPBX　・IP-PBX　・VoIPｹﾞｰﾊﾟ） (6-1.6.2) 局線応答方式（・局線中継台方式　・分散中継台方式　・ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ方式 ・ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝﾀﾞｲﾔﾙ方式　・ﾀﾞｲﾚｸﾄｲﾝﾗｲﾝ方式）
	3. 回線数	・局線　／　回線以上　・内線　／　回線以上
	4. 電話機	・一般電話機　台　・多機能電話機　台　・ＩＰ電話機　台 (6-1.6.5)
	5. 電話機への配線	1) 各電話機へのモジュラージャック以降の配線は20mを標準とする。 2) 床上配線が必要となった場合は、ワイヤプロテクタにて配線を保護する。
	6. 配線器具	・壁付　・可動形　・プラグ収納形　・ローテンション
	7. 保安器用接地	・本工事　・別途工事
○その他通信情報設備	1. 情報表示装置	・マルチサイン装置（・発光ダイオード式　・プラズマ式　・液晶式　・　） (6-1.7.2)
	2. 親時計	回線数　回線　・壁掛け形　・自立形 (6-1.7.4.2)
	3. 増幅器	種　類（・一般放送用　・非常放送用　・併用）　出　力　W (6-1.8.2) (6-1.9.2)
	4. インターホン	用　途　・庁内連絡用　・受付用　・夜間受付用　・身体障害者用 ・保守用　・エレベータ用 (6-1.10.3)
	5. アンテナ	種　類　・ＵＨＦ　・ＢＳ　・ＣＳ　・ＦＭ　・ＡＭ　・ (6-1.11.1)
○防犯設備	1. 防犯主装置	回線（予備電源付） (6-1.15.1) ・無線式　・赤外線式　・有線式
	2. 工事範囲	・配管工事　・機器実装
○防火・警報設備	1. 自動火災報知装置	・受信機　形　級　回線（・単独　・連動制御器などと一体） (6-1.16.1) ・表示装置　・副受信機　回線 (6-1.16.4)
	2. 自動閉鎖装置	連動制御器(盤)　回線（・単独　・受信機と一体） (6-1.17.1)
	3. 非常警報装置（非常ベル）	・機器一体形　・各機器単独形 (6-1.18.1)
	4. ガス漏れ火災警報装置	・個別式　・集中監視式　回線（・単独　・受信機と一体） (6-1.19.1) ガスの種別（・都市ガス　・液化石油ガス）
○中央監視制御設備	1. 監視方式	・警報盤（・電源装置内蔵　・別電源）　・壁掛形　窓 (7-1.1.1) ・監視制御装置　・グラフィック表示　・簡易型 (7-1.2.1) (7-1.3.1)
	2. 監視制御対象設備	・電灯設備　・動力設備　・受変電設備　・自家発電設備 ・防犯設備　・防災設備　・
	3. UPS(簡易形)	・有　・無 (7-1.3.5)

章	項　目	特　記　事　項
●構内配電線路	①電気方式	高圧　・三相３線式　6kV (2-2.11.1)(2-2.12.1) 低圧　○単相３線式　200/100V　・三相３線式　200 V　○単相２線式　V
	②配線方式	○地中線式　・架空線式
	③地中管の材料	・ポリエチレンライニング鋼管　○波付硬質ポリエチレン管（FEP） (2-1.18.5) ○耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管（HIVE）
	④地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を設ける。（　箇所）
	5. 装柱器材	・耐塩形(ケーブル端末処理材共)　・一般形 (2-1.18.3)
	⑥外灯接地	・１基毎単独　○共用(ケーブル１芯線使用)
	⑦その他	ケーブル埋設標(○要　・不要)、埋設表示テープ(倍折金属箔付き) ○要　・不要
○構内通信線路	1. 配線方式	・地中線式　・架空線式 (2-2.11.1)(2-2.12.1)
	2. 地中管の材料	・ポリエチレンライニング鋼管　・波付硬質ポリエチレン管（FEP） (2-1.18.5) ・耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管（HIVE）
	3. 地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を設ける。（　箇所）
	4. その他	ケーブル埋設標（・要　・不要)、埋設表示テープ(倍折金属箔付き) ○要　・不要 (2-1.18.6)
○撤去工事	1. 撤去内容	図示による。 (改1-1.8.1)
	2. 支持金物等	配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。 (改1-1.8.6)
	3. 発生材の処理等	引渡しを要するものは指定された場所に整理のうえ請書を添えて監督員に引き渡す。 (改1-1.9.1) ・なし　・あり（・金属類　・盤類　・電線、ケーブル　・　） 特別管理産業廃棄物 ・なし　・あり（・PCB使用機器　・　・　） 請負業者は、適正な処理をマニフェストにより確認し、マニフェスト一覧表を監督員に提出して、監督員の確認を受ける。 再生資源化を図るもの ・なし　・あり（・蛍光ランプ　・　・　）
●その他	1. 接地極	接地極の材料は下記による。なお接地棒 EB の長さは 1,500mm以上とし、10φ、14φはW＝40としてもよい。

接地の種類		記　号	接地抵抗値	接　地　極
・	共同接地	E_A E_B E_C E_D	Ω以下	・ＥＢ（14φ）×３連－　組 ・ＥＰ－0.9　×１
・	共同接地	E_A E_C E_D	Ω以下	・ＥＢ（14φ）×３連－　組 ・ＥＰ－0.9　×１
・	Ａ　種	E_A	10 Ω以下	・ＥＢ（14φ）×３連－　２　組 ・ＥＰ－0.9　×１
・	Ｂ　種	E_B	30 Ω以下	・ＥＢ（14φ）×３連－　２　組 ・ＥＰ－0.9　×１
・	Ｃ　種	E_C	Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－　組
・	Ｄ　種	E_D	100 Ω以下	ＥＢ（14φ）×１
・	高圧避雷器	E_{LH}	10 Ω以下	・ＥＢ（14φ）×３連－　２　組 ・ＥＰ－0.9　×１
・	低圧避雷器	E_{LL}	10 Ω以下	・ＥＢ（14φ）×３連－　２　組 ・ＥＰ－0.9　×１
・	雷保護設備	E_L	50 Ω以下	・ＥＢ（14φ）×２連－　２　組 ・ＥＰ－0.6　×２
・	構造体接地			
・	交換機用	E_E	Ω以下	ＥＢ（14φ）×３連－　組
・	通信用	E_{AE}	10 Ω以下	・ＥＢ（14φ）×３連－　２　組 ・ＥＰ－0.9　×１
・	通信用	E_{DE} E_{Dm}	100 Ω以下	ＥＢ（10φ）×１
・	測定用	E_O		ＥＢ（10φ）×１

2. 接地線	接地線は、600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）とする。 (2-2.13.9)
3. 分電盤　制御盤	1) 標準仕様書及びJIS C 8480「キャビネット形分電盤」による。 (2-1.7.1) 2) 塗装 屋内形　・指定色焼付塗装 屋外形　・指定色焼付塗装　・ステンレス　・亜鉛溶射 ・ステンレス指定色塗装　・アルミニウム溶射 ※ ステンレス(SUS304)厚 1.5 mm (2-1.7.3) 3) 盤内で使用される電線、ケーブルはEM電線等を使用する。（機器装置付属盤は除く） (2-1.7.4)
4. 電気自動車用急速充電装置	形　式（・屋内形　・屋外形） (2-1.14) キャビネット（・鋼板製　・ステンレス製） 電力変換装置定格直流電圧（　V）

（別表－１）他工事との取り合い

工　事　内　容			電気設備	機械設備	建築工事	備　考
開口部	はり・床・壁貫通部（ＲＣ造）	補　強　筋			●	建築図面に図示
		スリーブ仮枠	●			
	埋込形分電盤・端子盤・プルボックス	補　強　筋			●	建築図面に図示
		仮　枠	●			
	天井、壁ボード類の軽量鉄骨下地補強（埋込形照明器具用）	下地補強			●	建築図面に図示
		ボード類切込み	●			
軽量鉄骨へのボックス取付金具及びその取付			●			
既成間仕切りへの位置ボックス及びその取付					●	
発電機の基礎			●			
配電盤・制御盤等の基礎		屋　内	●			
		屋　外	●			
テレビアンテナの屋上コンクリート基礎（自立型の場合）					●	
避雷針の屋上コンクリート基礎（自立型の場合）					●	
配管ピット及びふた						
床・壁・天井の点検口					●	
照明器具、幹線、プルボックス等の吊りボルト用インサート			●			
自動扉、電動シャッター、防火ドア等制御盤の一次側配管配線			●			＊1
実験台付属のコンセントなどへの接続（直接に接続するもの）			●			
機械設備機器付属の制御盤以降(二次側)の配管配線(接地共)				●		
機械設備機器付属の制御盤への電源供給(一次側)の配管配線			●			
制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線			●			
機械設備機器と付属操作スイッチとの渡り配管			●			天吊FCU、全熱交換器等
小便器用節水装置の制御盤以降の配管、配線			●			
衛生器具用凍結予防装置の制御盤への電源供給及び盤以降の配管配線				●		

（注）　鉄骨部分のスリーブ・補強は建築工事

（＊１）　二次側配線、配管及びシャッター、防火ドア、制御盤、自動扉は建築工事

（別表－２）電子納品仕様書

1. 電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。
ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領(案)等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名　称	摘　要
建築CAD図面作成要領（案）	平成14年11月
営繕工事電子納品要領（案）	平成14年11月
工事写真の撮り方（改訂第二版）－建築設備編－	
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）	平成14年11月

基準・要領類のダウンロード ： http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_cals.htm

2. 工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にCD-Rで1部納品する。なお、工事写真については、カラープリンタで出力したものでよい。

3. 工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。

4. 発注者が行うCALS/EC電子納品に関する調査について協力を行うものとする。

5. 工事完成図書の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
1) 電子成果物作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。
入手先：http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_supportsys.htm
2) 最新のウイルスチェックソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認すること。
3) 電子納品の媒体はCD-Rを利用することとする。

株式会社 釣谷建築事務所	１級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 E-03	図面名称 特記仕様書（３）	縮尺 NO SCALE

設備機材等指定表（電気設備）

品　目	機　材　名	適 用 範 囲	記　事
電線類・同付属品	ＥＭ－ＩＥ電線	一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ　Ｃ３６１２（６００Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線）
	ＯＥ		電力用規格　Ｃ－１０６（屋外用ポリエチレン絶縁電線）
	ＤＶ		ＪＩＳ　Ｃ３３４１（引込用ビニル絶縁電線）
	ＥＭ－ＥＥケーブル		ＪＩＳ　Ｃ３６０５（６００Ｖポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル）
	ＥＭ－ＣＥケーブル		ＪＩＳ　Ｃ　３６０５（６００Ｖ架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル）
	ＥＭ－高圧架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙ		ＪＩＳ　Ｃ　３６０６（高圧架橋ポリエチレンケーブル）
	ビニルテープ	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　２３３６（電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ）
	圧着端子	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　２８０５（銅線用圧着端子）
	圧着スリーブ	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　２８０６（銅線用裸圧着スリーブ）
	ライティングダクト	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　８３６６（ライティングダクト）
電線管類・付属品	金属管	一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ　Ｃ　８３０５（鋼製電線管）
	金属管の付属品	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　８３３０（金属製電線管用の付属品） ＪＩＳ　Ｃ　８３４０（電線管用金属製ボックス及びボックスカバー）
	硬質ビニル管	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　８４３０（硬質塩化ビニル電線管）
	硬質ビニル管の付属品	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　８４３２（硬質塩化ビニル電線管用付属品） ＪＩＳ　Ｃ　８４３５（合成樹脂製ボックス及びボックスカバー）
	ＰＦ管及びＣＤ管	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　８４１１（合成樹脂製可とう電線管）
	ＰＦ管及びＣＤ管の付属品	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　８４１２（合成樹脂製可とう電線管用付属品）
	金属製可とう電線管	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　８３０９（金属製可とう電線管）
	金属製可とう電線管の付属品	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　８３５０（金属製可とう電線管用付属品）
配線器具類	コンセント プラグ スイッチ	一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ　Ｃ　８３０３（配線用差込接続器） ＪＩＳ　Ｃ　８３０４（屋内用小形スイッチ類）
	リモコンリレー リモコンスイッチ リモコン変圧器	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　８３６０（リモコンリレー及びリモコンスイッチ） ＪＩＳ　Ｃ　８３６１（リモコン変圧器）
安定器	蛍光灯磁気回路式安定器 Ｈｆ蛍光灯安定器	屋内外の一般照明用器具に使用するもの	ＪＩＳ　Ｃ　８１０８（蛍光灯安定器） ＪＩＳ　Ｃ　８１１７（蛍光灯電子安定器）
ランプ	蛍光ランプ	同　上	ＪＩＳ　Ｃ　７６０１（蛍光ランプ） ＪＥＬ　２１１（高周波点灯専用形蛍光ランプ）

品　目	機　材　名	適 用 範 囲	記　事
コンデンサ	低圧進相コンデンサ	定格電圧が２００Ｖのもの	ＪＩＳ　Ｃ　４９０１（低圧進相コンデンサ）
遮断器	漏電遮断器		ＪＩＳ　Ｃ　８２０１－２－２（低圧開閉装置及び制御装置-第2-2部：漏電遮断器）
計器	積算計器（無検定）		ＪＩＳ　Ｃ　１２１１－１（電力量計(単独計器)-第１部：一般仕様） ＪＩＳ　Ｃ　１２１６－１（電力量計(変成器付計器)-第１部：一般仕様） ＪＩＳ　Ｃ　１２８３－１（電力量、無効電力量及び最大需要電力表示装置（分離形）-第１部：一般仕様）
	積算計器（検定付）		ＪＩＳ　Ｃ　１２１１－２（電力量計(単独計器)-第2部:取引又は証明用） ＪＩＳ　Ｃ　１２１６－２（電力量計(変成器付計器)-第2部:取引又は証明用） ＪＩＳ　Ｃ　１２８３－２（電力量、無効電力量及び最大需要電力表示装置（分離形）-第2部:取引又は証明用）
電柱	コンクリート柱		ＪＩＳ　Ａ　５３７３（プレキャストプレストレストコンクリート製品）
地中ケーブル保護材料	ビニル管 鋼管 波付硬質合成樹脂管 ポリエチレンライニング鋼管		ＪＩＳ　Ｋ　６７４１（硬質ポリ塩化ビニル管） ＪＩＳ　Ｇ　３４５２（配管用炭素鋼鋼管） ＪＩＳ　Ｃ　３６５３（電力用ケーブルの地中埋設の施工方法） ＪＩＳ　Ｃ　８３８０（ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管）
電線ケーブル同付属品	高難燃ノンハロゲン耐火ケーブル 高難燃ノンハロゲン耐熱ケーブル	一般配線工事に使用するもの	ＪＣＳ　４５０６（低圧耐火ケーブル） ＪＣＳ　４５０７（高圧耐火ケーブル） ＪＣＳ　３５０１（小勢力回路用耐熱電線）
防災用照明器具	非常用照明器具		ＪＩＬ　５５０１（非常用照明器具技術基準）
	誘導灯		ＪＩＬ　５５０２（誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準）
盤類	耐熱形分電盤		非常用配電盤等認定委員会（(社)日本電気協会）の認定証票が貼付されたもの
	消防防災用制御盤		(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの
直流電源装置	整流装置 蓄電池	消防法による非常電源、建築基準法による予備電源	蓄電池設備認定委員会（(社)日本電気協会）の認定証票（消防法と火災予防条例）が貼付されたもの
自家発電装置	常用自家発電装置	付属する配電盤及び電源装置を含む	(社)日本内燃力発電設備協会の認定を受けたもの
	常用防災兼用自家発電装置 防災用自家発電装置	付属する配電盤及び電源装置を含む	(社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの
構内交換装置	交換機 ボタン電話装置		電気通信事業法に適合したもの。（登録認定機関（(財)電気通信端末機器審査協会等）の認定を受けている旨の表示をしたもの等）
自動火災報知装置	受信機・中継器 発信機・感知器		日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの
自動閉鎖装置 自動閉鎖機構	連動制御器 自動閉鎖装置		連動機構・装置等自主評定に関する委員会（(社)日本火災報知機工業界、(社)日本シャッター・ドア協会、日本防排煙工業会）の自主評定マークが貼付されたもの
非常警報装置 非常放送装置 非常ベル	増幅器 操作装置 スピーカ 遠隔操作器 非常電話親機 非常電話子機 非常ベル 表示灯 起動装置 一体形及び複合装置		日本消防検定協会の認定証票が貼付されたもの
ガス漏れ火災警報装置	受信機 中継器		日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの
	検知器		(財)日本ガス機器検査協会の合格証票又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの

評価名簿

品　目	記　事
蛍光灯用の安定器、蛍光灯器具、照明制御装置、 可変速電動機用インバータ装置、盤類、高圧機器、蓄電池、 交流無停電電源装置、太陽光発電装置、監視カメラ装置、 中央監視制御装置、絶縁監視装置、サージ防護デバイス　等	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（最新年版）」による

株式会社 釣谷建築事務所	１級建築士　第１０８６８３号　松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 E-04	図面名称 設備機材等指定表（電気設備）	縮尺 NO SCALE

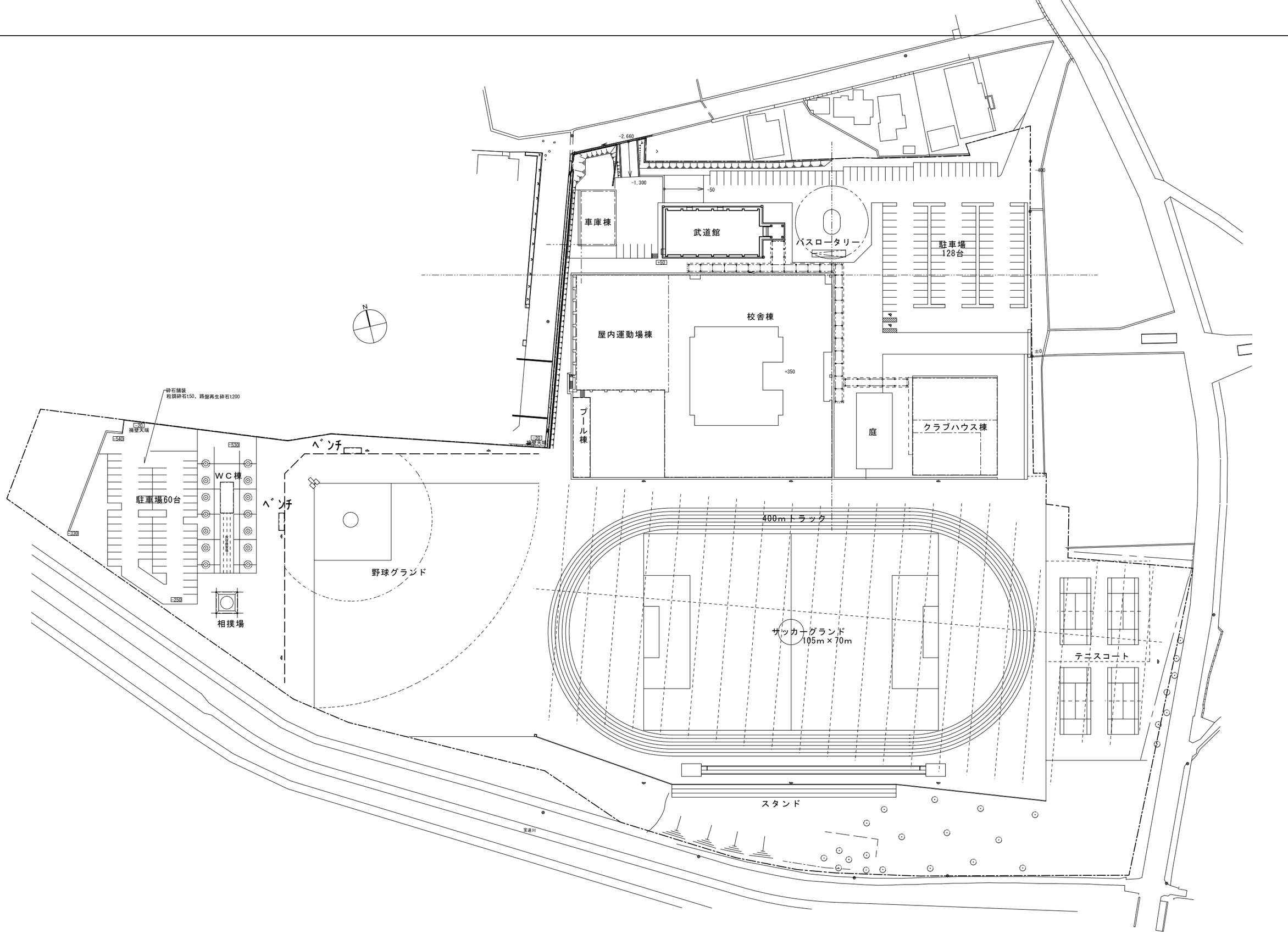

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第108683号 松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝連中学校外構工事	図面番号 E-05	図面名称 配 置 図	縮尺 A1:1/600 A3:1/1200

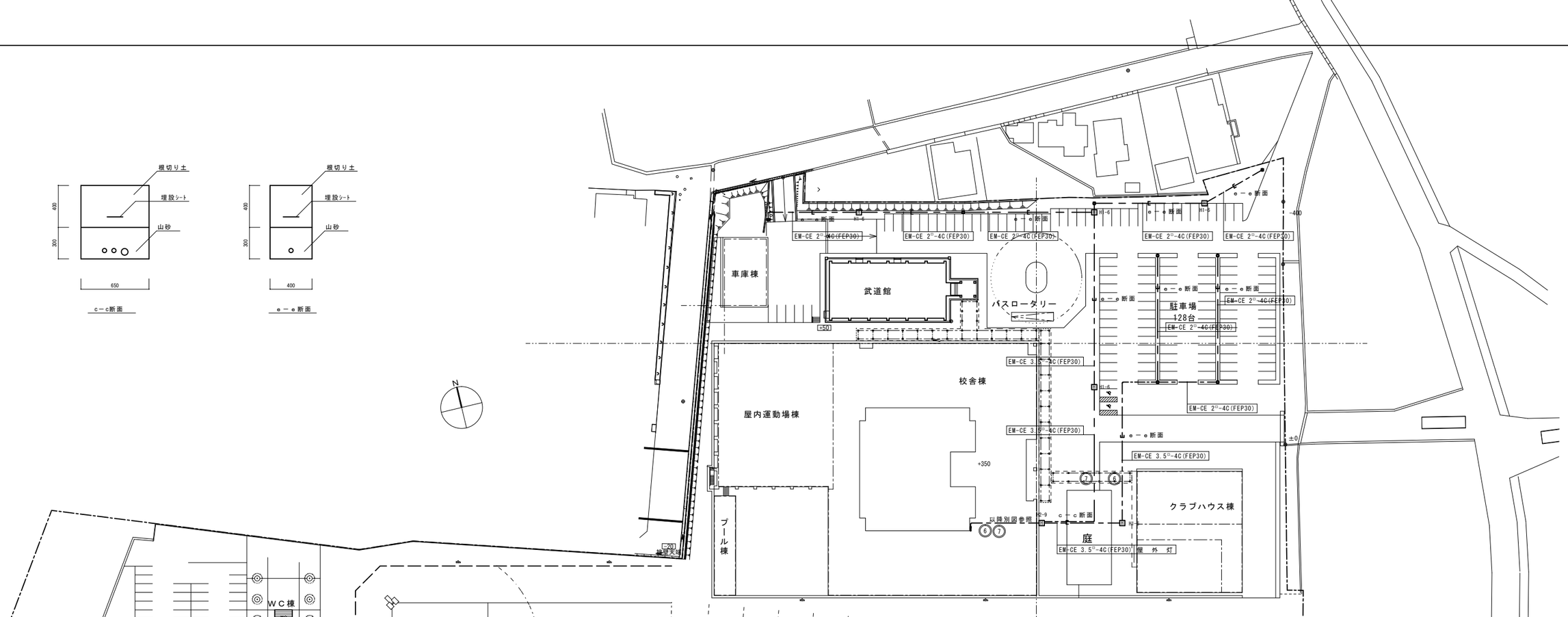

株式会社 釣谷建築事務所	1級建築士 第108683号 松井 邦義					製作年月日 14.03	設計番号 12-09	工事名称 宝達中学校外構工事	図面番号 E-06	図面名称 屋外灯設備	縮尺 A1:1/600 A3:1/1200